

# 山口県土木工事施工管理基準

(令和7年4月)

## 新旧対照表

1. 施工管理基準 . . . . . P1～3
2. 出来形管理基準 . . . . . P4～38
3. 品質管理基準 . . . . . P39～52
4. 写真管理基準 . . . . . P53～78

# 1. 土木工事施工管理基準 新旧対照表

## 土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行	新
<p><b>山口県土木工事施工管理基準</b></p> <p>5. 管理項目及び方法</p> <p>(3) 品質管理</p> <p>ア. 受注者は、品質を品質管理基準（別表第2）に定める試験項目、試験方法及び試験基準により、その管理内容に応じて、工程能力図、又は品質管理図表（ヒストグラム、<math>\bar{x}-R</math>、<math>\bar{x}-Rs-Rm</math>など）を作成し管理するものとする。</p> <p>ただし、測定数が10点未満の場合は品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。</p> <p>イ. 下記に掲げる工種(イ)、(ロ)の条件に該当する工事を除き、試験区分で〔必須〕となっている試験項目は、すべて実施するものとする。</p> <p>また、試験区分で〔その他〕となっている試験項目は特記仕様書で指定したもの、又は監督職員が指示したものを実施するものとする。</p> <p>(イ) 路盤 維持工事等の小規模なもの（施工面積が500㎡未満のもの）</p> <p>(ロ) アスファルト舗装 維持工事等の小規模なもの（施工面積が300㎡未満のもの）</p>	<p><b>山口県土木工事施工管理基準</b></p> <p>5. 管理項目及び方法</p> <p>(3) 品質管理</p> <p>ア. 受注者は、品質を品質管理基準（別表第2）に定める試験項目、試験方法及び試験基準により、その管理内容に応じて、工程能力図、又は品質管理図表（ヒストグラム、<math>\bar{x}-R</math>、<math>\bar{x}-Rs-Rm</math>など）を作成し管理するものとする。</p> <p>ただし、測定数が10点未満の場合は品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。</p> <p>イ. 下記に掲げる工種(イ)、(ロ)の条件に該当する工事を除き、試験区分で〔必須〕となっている試験項目は、すべて実施するものとする。</p> <p>また、試験区分で〔その他〕となっている試験項目は特記仕様書で指定したもの、又は監督職員が指示したものを実施するものとする。</p> <p>(イ) 路盤 維持工事等の小規模なもの（施工面積が500㎡未満のもの）</p> <p>(ロ) アスファルト舗装 維持工事等の小規模なもの（施工面積が300㎡未満のもの）</p> <p>ウ. 小規模工種については、コンクリートに関する品質管理の試験頻度を緩和することができるものとする。（品質管理基準（別表第2）摘要欄参照）</p> <p>なお、小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。</p> <p>橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種および特記仕様書で指定された工種</p>

## 土木工事施工管理基準 新旧対照表

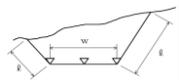
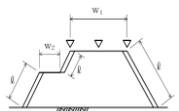
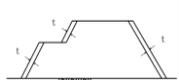
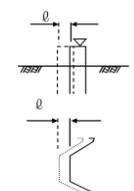
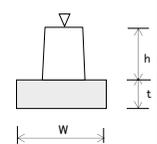
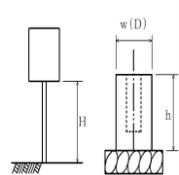
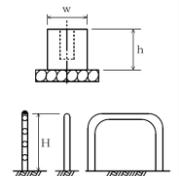
現行	新																																												
<p>7. 運 用</p> <p>(4) アスファルト舗装工事のコアーによる出来形及び品質管理の取扱いについて</p> <p>ア. サンプリング</p> <p>① コアー採取のための1ロットの大きさは 10,000 m<sup>2</sup>以下とし、無作為に抽出する。          なお、採取に当たっては監督職員に協議し、指示を受けるものとする。</p> <p>② 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。</p> <p>イ. 出来形管理（厚さ）</p> <p>① コアーの厚さは、コアーの周囲における測定値の平均とする。          なお、同一工種で2層以上に施工した場合は、それらの層の全層で測定する。</p> <p>② 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。データ数が10個未満の場合、平均値の規格値は適用しない。</p> <p>ウ. 品質管理（密度）</p> <p>① 厚さの管理コアーの使用          厚さの管理コアーを品質管理用として使用することができる。          ただし、事前に監督職員の確認を受け、その測定値を品質試験表に明記するものとする。</p> <p>② コアー採取個数及び品質管理試験の実施区分（舗装種別ごと）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>舗装面積</th> <th colspan="2">1,000m<sup>2</sup>未満</th> <th colspan="2">1,000m<sup>2</sup>～ 3,000m<sup>2</sup>未満</th> <th colspan="2">3,000m<sup>2</sup>～ 6,000m<sup>2</sup>未満</th> <th colspan="2">6,000m<sup>2</sup>～ 10,000m<sup>2</sup>未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コア採取個数</td> <td colspan="2">2</td> <td colspan="2">4～5</td> <td colspan="2">6～8</td> <td colspan="2">9～12</td> </tr> <tr> <td>外観検査用</td> <td colspan="2">1</td> <td colspan="2">2</td> <td colspan="2">2</td> <td colspan="2">2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">密度試験用</td> <td>プラント</td> <td>試験事業者</td> <td>プラント</td> <td>試験事業者</td> <td>プラント</td> <td>試験事業者</td> <td>プラント</td> <td>試験事業者</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>1～2</td> <td>2～3</td> <td>2～3</td> <td>3～5</td> <td>4～5</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 密度試験は1,000m<sup>2</sup>に1個を標準とする。</li> <li>2. 密度試験用のコアーは、採取直後に厚さの測定及び監督職員の外観確認後に試験を行う。</li> <li>3. 橋面舗装において、コアー採取が可能な場合の採取個数等については、監督職員と協議する。</li> <li>4. プラント：承認されたプラント試験室</li> <li>5. 試験事業者：改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づく試験事業者登録制度により登録された試験事業者。</li> </ol>	舗装面積	1,000m <sup>2</sup> 未満		1,000m <sup>2</sup> ～ 3,000m <sup>2</sup> 未満		3,000m <sup>2</sup> ～ 6,000m <sup>2</sup> 未満		6,000m <sup>2</sup> ～ 10,000m <sup>2</sup> 未満		コア採取個数	2		4～5		6～8		9～12		外観検査用	1		2		2		2		密度試験用	プラント	試験事業者	プラント	試験事業者	プラント	試験事業者	プラント	試験事業者	1	-	1	1～2	2～3	2～3	3～5	4～5	<p>7. 運 用</p> <p>(4) アスファルト舗装工事のコアーによる出来形管理の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出来形管理（厚さ）              コアーの厚さは、コアーの周囲における測定値の平均とする。              なお、同一工種で2層以上に施工した場合は、それらの層の全層で測定する。</li> </ul>
舗装面積	1,000m <sup>2</sup> 未満		1,000m <sup>2</sup> ～ 3,000m <sup>2</sup> 未満		3,000m <sup>2</sup> ～ 6,000m <sup>2</sup> 未満		6,000m <sup>2</sup> ～ 10,000m <sup>2</sup> 未満																																						
コア採取個数	2		4～5		6～8		9～12																																						
外観検査用	1		2		2		2																																						
密度試験用	プラント	試験事業者	プラント	試験事業者	プラント	試験事業者	プラント	試験事業者																																					
	1	-	1	1～2	2～3	2～3	3～5	4～5																																					

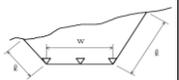
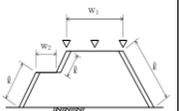
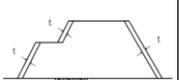
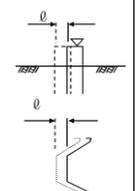
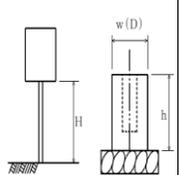
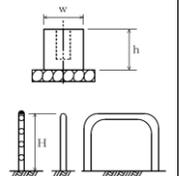
## 2. 出来形管理基準 新旧対照表

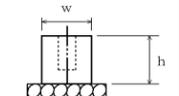
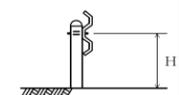
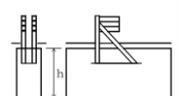
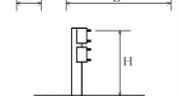
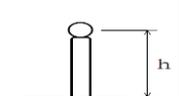
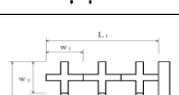
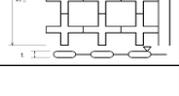
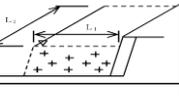
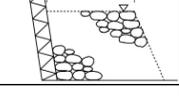
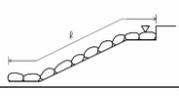
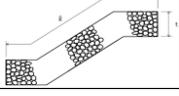
### 出来形管理基準及び規格値 (新旧対照表)

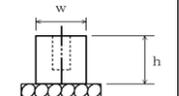
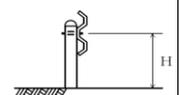
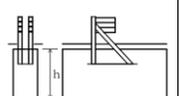
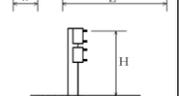
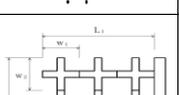
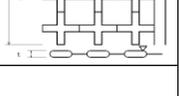
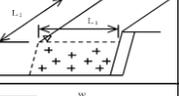
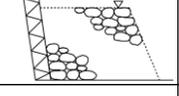
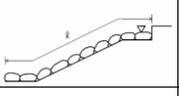
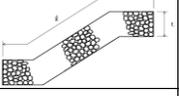
現行											
編	章	節	条	枝	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	3 河川 土工・ 海岸 土工・ 砂防 土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の見点毎。基準高は掘削部の両端で測定。			
						法長ℓ	ℓ<5m				-200
			2		掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合は適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
平場	標高較差	±50	±150								
法面(小段含む)	水平または標高較差	±70	±160								
1 共通編	2 土工	3 河川 土工・ 海岸 土工・ 砂防 土工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は各法肩で測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の見点毎。基準高は各法肩で測定。			
						法長ℓ	ℓ<5m				-100
						幅 W <sub>1</sub> , W <sub>2</sub>	-100				
1 共通編	2 土工	3 河川 土工・ 海岸 土工・ 砂防 土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルマ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						厚 さ t	-50				
						控え長さ	設計値以上				
1 共通編	2 土工	3 河川 土工・ 海岸 土工・ 砂防 土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。※土羽打ちのある場合に適用。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
1 共通編	2 土工	3 河川 土工・ 海岸 土工・ 砂防 土工	6		堤防天端工	厚さt	t<15cm	-25	幅は、施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは、施工延長100mにつき1ヶ所、100m以下は2ヶ所、中央で測定。		
							t≥15cm	-50			
						幅 W	-100				

新											
編	章	節	条	枝	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	3 河川 土工・ 海岸 土工・ 砂防 土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の見点毎。基準高は掘削部の両端で測定。			
						法長ℓ	ℓ<5m				-200
			2		掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合は適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
平場	標高較差	±50	±150								
法面(小段含む)	水平または標高較差	±70	±160								
法面(軟弱1) (小段含む)	水平または標高較差	±70	±330								
1 共通編	2 土工	3 河川 土工・ 海岸 土工・ 砂防 土工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は各法肩で測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の見点毎。基準高は各法肩で測定。			
						法長ℓ	ℓ<5m				-100
						幅 W <sub>1</sub> , W <sub>2</sub>	-100				
1 共通編	2 土工	3 河川 土工・ 海岸 土工・ 砂防 土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルマ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						厚 さ t	-50				
						控え長さ	設計値以上				
1 共通編	2 土工	3 河川 土工・ 海岸 土工・ 砂防 土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。※土羽打ちのある場合に適用。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
1 共通編	2 土工	3 河川 土工・ 海岸 土工・ 砂防 土工	6		堤防天端工	厚さt	t<15cm	-25	幅は、施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		
							t≥15cm	-50			
						幅 W	-100				

現行											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	4 道路 土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に示す測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。			
						法長ℓ	ℓ<5m				-200
							ℓ≥5m				法長-4%
						幅 W	-100				
1 共通編	2 土工	4 道路 土工	3	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に示す測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。			
						法長ℓ	ℓ<5m				-100
							ℓ≥5m				法長-2%
						幅 W1, W2	-100				
1 共通編	2 土工	4 道路 土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。			
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	4		矢板工(指定仮設・任意仮設を除く) (鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	基準高は施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						根 入 長	設計値以上				
						変 位 δ	100				
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	5		縁石工 (縁石・アスカープ)	延 長 L	-200	1施工箇所毎 施工延長2.0mにつき1ヶ所の割で測定。 (注)アスカープについては、延長のみを測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
						基準高▽	±20				
						幅 W	-30				
						高 さ h	-20				
						厚 さ t	-20				
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	6		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基 基礎1基毎 基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						基礎	幅 W (D)				-30
							高さ h				-30
							根 入 長				設計値以上
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 W	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 総延長40m以上の土中用防護柵の全支柱		
						基礎	高さ h	-30			
							パイプ取付高 H	+30 -20			
						土中用支柱の根入長	±100				

新											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	4 道路 土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に示す測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。			
						法長ℓ	ℓ<5m				-200
							ℓ≥5m				法長-4%
						幅 W	-100				
1 共通編	2 土工	4 道路 土工	3	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に示す測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。			
						法長ℓ	ℓ<5m				-100
							ℓ≥5m				法長-2%
						幅 W1, W2	-100				
1 共通編	2 土工	4 道路 土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。			
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	4		矢板工(指定仮設・任意仮設を除く) (鋼矢板) (コンクリート矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						根 入 長	設計値以上				
						変 位 δ	100				
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	5		縁石工 (縁石・アスカープ)	延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
						基準高▽	±20				
						幅 W	-30				
						高 さ h	-20				
						厚 さ t	-20				
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	6		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基 基礎1基毎 基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						基礎	幅 W (D)				-30
							高さ h				-30
							根 入 長				設計値以上
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 W	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 総延長40m以上の土中用防護柵の全支柱		
						基礎	高さ h	-30			
							パイプ取付高 H	+30 -20			
						土中用支柱の根入長	±100				

現行											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 W	-30	1ヶ所/施工延長20m 20m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。		
							高さ h	-30			
						ビーム取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所			
						土中用支柱の根入長	±100	総延長40m以上の土中用防護柵の全支柱			
3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 W	-30	1ヶ所/1基礎毎		※ワイヤーロープ式防護柵にも適用する。
							高さ h	-30			
							延長 L	-100			
						ケーブル取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所			
土中用支柱の根入長	±100	総延長40m以上の土中用防護柵の全支柱									
3	2	3	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。			
3	2	3	17		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							厚さt	-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
							幅W、L <sub>1</sub>	-20			
							延長L <sub>1</sub> 、L <sub>2</sub>	-200	1施工箇所毎		
						乱積	基準高▽	±t/2	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							延長L <sub>1</sub> 、L <sub>2</sub>	-t/2	1施工箇所毎		
3	2	3	19		捨石工	基準高▽	-100	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 W	-100				
						延長 L	-200				
3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高▽	±500	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						法長θ	-200				
						延長L	-200				
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長θ	-100	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						厚さt	-0.2t				
						延長L	-200				
3	2	3	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長θ	θ<3m	-50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							θ≥3m	-100			
						厚さt	-50				

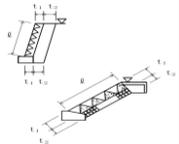
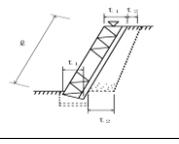
新											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 W	-30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。 ※3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
							高さ h	-30			
						ビーム取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所 ※3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測定の管理方法を用いることができる。			
						土中用支柱の根入長	±100	総延長40m以上の土中用防護柵の全支柱			
3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 W	-30	1ヶ所/1基礎毎 ※3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測定の管理方法を用いることができる。		※ワイヤーロープ式防護柵にも適用する。
							高さ h	-30			
							延長 L	-100			
						ケーブル取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所 ※3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測定の管理方法を用いることができる。			
土中用支柱の根入長	±100	総延長40m以上の土中用防護柵の全支柱									
3	2	3	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 ※3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測定の管理方法を用いることができる。			
3	2	3	17		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							厚さt	-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
							幅W、L <sub>1</sub>	-20			
							延長L <sub>1</sub> 、L <sub>2</sub>	-200	1施工箇所毎		
						乱積	基準高▽	±t/2	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							延長L <sub>1</sub> 、L <sub>2</sub>	-t/2	1施工箇所毎		
3	2	3	19		捨石工	基準高▽	-100	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 W	-100				
						延長 L	-200				
3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高▽	±500	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						法長θ	-200				
						延長L	-200				
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長θ	-100	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						厚さt	-0.2t				
						延長L	-200				
3	2	3	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長θ	θ<3m	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							θ≥3m	-100			
						厚さt	-50				

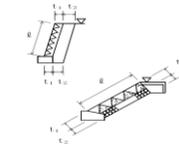
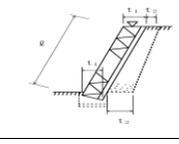
現行										
編	章	節	条	枝	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	1	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ h	-100	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200			
3	2	1	28	3	プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		1施工箇所毎
						※幅 W	-50			
						※高さ h	-30			
						延長 L	-200			
3	2	1	29	3	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。
						延長 L	-200			
3	2	1	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		1施工箇所毎
						厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-20			
						幅 W	-30			
						高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30			
						延長 L	-200			
3	2	1	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所。 延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 (なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。)「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。
						幅 W <sub>1</sub> , W <sub>2</sub>	-50			
						深さ h	-30			
3	2	1	30	3	集水枠工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		
						※厚さ t <sub>1</sub> ~t <sub>4</sub>	-20			
						※幅 W <sub>1</sub> , W <sub>2</sub>	-30			
						※高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30			
3	2	1	4	1	一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 W	設計値以上	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		各構造物の規格値による
						厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-30			
						延長 L				
3	2	1	4	3	基礎工(護岸) (現場打)	基準高▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						幅 W	-30			
						高さ h	-30			
						延長 L	-200			

新										
編	章	節	条	枝	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	1	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ h	-100	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200			
3	2	1	28	3	プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高▽	±30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		1施工箇所毎
						※幅 W	-50			
						※高さ h	-30			
						延長 L	-200			
3	2	1	29	3	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。
						延長 L	-200			
3	2	1	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高▽	±30	施工延長40mにつき1ヶ所、施工延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。
						厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-20			
						幅 W	-30			
						高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30			
						延長 L	-200			
3	2	1	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40mにつき1ヶ所。 延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 (なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。)「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。
						幅 W <sub>1</sub> , W <sub>2</sub>	-50			
						深さ h	-30			
3	2	1	30	3	集水枠工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
						※厚さ t <sub>1</sub> ~t <sub>4</sub>	-20			
						※幅 W <sub>1</sub> , W <sub>2</sub>	-30			
						※高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30			
3	2	1	4	1	一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 W	設計値以上	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		各構造物の規格値による
						厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-30			
						延長 L				
3	2	1	4	3	基礎工(護岸) (現場打)	基準高▽	±30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						幅 W	-30			
						高さ h	-30			
						延長 L	-200			

現行												
編	章	節	条	技	種	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土木工事共通編	2	4	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			
							延長 L	-200				
3	土木工事共通編	2	4	1	4	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		根入長 設計値以上
							偏心量 d	D/4以内かつ100以内				
							傾斜	1/100以内				
							傾斜	1/100以内				
3	土木工事共通編	2	4	2	4	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		根入長 設計値以上
							偏心量 d	D/4以内かつ100以内				
							傾斜	1/100以内				
							杭径 D	設計値以上				
3	土木工事共通編	2	4	5	4	場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		根入長 設計値以上
							偏心量 d	100以内				
							杭径 D	設計径(公称径) -30以上				
							傾斜	1/100以内				
3	土木工事共通編	2	4	6	4	深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		根入長 設計値以上
							偏心量 d	150以内				
							傾斜	1/50以内				
							基礎杭 D	設計径(公称径)以上※				
							傾斜	1/50以内				
3	土木工事共通編	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは上部部及び下部部の2ヶ所を測定。 基準高は、天端コンクリートのある場合は、その天端で測定。 道路面に接する基準高は±30mmとする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		法長θ	
							θ < 3m	-50				
							θ ≧ 3m	-100				
							厚さ(コア積張) t <sub>1</sub>	-50				
							厚さ(裏込) t <sub>2</sub>	-50				
							延長 L	-200				
3	土木工事共通編	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		法長θ	
							延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200				
							延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200				
3	土木工事共通編	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		幅 W	
							幅 W	-100				
							延長 L	-200				

新												
編	章	節	条	技	種	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土木工事共通編	2	4	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			
							延長 L	-200				
3	土木工事共通編	2	4	1	4	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直行する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		根入長 設計値以上
							偏心量 d	D/4以内かつ100以内				
							傾斜	1/100以内				
							傾斜	1/100以内				
3	土木工事共通編	2	4	2	4	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		根入長 設計値以上
							偏心量 d	D/4以内かつ100以内				
							傾斜	1/100以内				
							杭径 D	設計値以上				
3	土木工事共通編	2	4	5	4	場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直行する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		根入長 設計値以上
							偏心量 d	100以内				
							杭径 D	設計径(公称径) -30以上				
							傾斜	1/100以内				
3	土木工事共通編	2	4	6	4	深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直行する横断方向の2方向で測定。 ※7ヶ所の場合はその内径、補強リブを必要とする場合は補強リブの内径とし、6ヶ所の場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		根入長 設計値以上
							偏心量 d	150以内				
							傾斜	1/50以内				
							基礎杭 D	設計径(公称径)以上※				
							傾斜	1/50以内				
3	土木工事共通編	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは上部部及び下部部の2ヶ所を測定。 基準高は、天端コンクリートのある場合は、その天端で測定。 道路面に接する基準高は±30mmとする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		法長θ	
							θ < 3m	-50				
							θ ≧ 3m	-100				
							厚さ(コア積張) t <sub>1</sub>	-50				
							厚さ(裏込) t <sub>2</sub>	-50				
							延長 L	-200				
3	土木工事共通編	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		法長θ	
							延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200				
							延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200				
3	土木工事共通編	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		幅 W	
							幅 W	-100				
							延長 L	-200				

現行														
編	章	節	条	枝	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
3	土木	一般	5	4	緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 基準高は、天端コンクリートのある場合は、その天端で測定。 道路面に接する基準高は±30mmとする。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)1の規定による測定の管理方法を用いることができる。						
						法長ℓ	ℓ<3m				-50			
							ℓ≥3m				-100			
						厚さ(アソック) t <sub>1</sub>	-50							
						厚さ(裏込) t <sub>2</sub>	-50							
						延長 L	-200							
3	土木	一般	5	5	石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 道路面に接する基準高は±30mmとする。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)1の規定による測定の管理方法を用いることができる。						
						法長ℓ	ℓ<3m				-50			
							ℓ≥3m				-100			
						厚さ(石積・張) t <sub>1</sub>	-50							
						厚さ(裏込) t <sub>2</sub>	-50							
						延長 L	-200							
					規格値	測定項目	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> )	測定基準	測定箇所	摘要			
						中規模以上	小規模以下	中規模以上				小規模以下		
													*面管理の場合は測定値の平均	
3	土木	一般	6	7	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	-	基準高は延長20m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各径線40m毎に、層の上下面の差を測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割合で測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)1の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
							厚さ	-45	-45	-15	-15			
							幅	-50	-50	-	-			
3	土木	一般	6	7	2	アスファルト舗装工(下層路盤工)(面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40	+50	1. 3次元データによる出来形管理において3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)1に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいう。舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。 0施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満の使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	
							厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40	+50			

新														
編	章	節	条	枝	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
3	土木	一般	5	4	緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 基準高は、天端コンクリートのある場合は、その天端で測定。 道路面に接する基準高は±30mmとする。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)1の規定による測定の管理方法を用いることができる。						
						法長ℓ	ℓ<3m				-50			
							ℓ≥3m				-100			
						厚さ(アソック) t <sub>1</sub>	-50							
						厚さ(裏込) t <sub>2</sub>	-50							
						延長 L	-200							
3	土木	一般	5	5	石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 道路面に接する基準高は±30mmとする。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)1の規定による測定の管理方法を用いることができる。						
						法長ℓ	ℓ<3m				-50			
							ℓ≥3m				-100			
						厚さ(石積・張) t <sub>1</sub>	-50							
						厚さ(裏込) t <sub>2</sub>	-50							
						延長 L	-200							
					規格値	測定項目	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> )	測定基準	測定箇所	摘要			
						中規模以上	小規模以下	中規模以上				小規模以下		
													*面管理の場合は測定値の平均	
3	土木	一般	6	7	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	-	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各径線20m毎に1ヶ所を幅り2として測定。幅は延長80mに1ヶ所の割合で測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず、延長80m以下の間隔で測定することができる。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)1の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 3,000t以上の工事より規模が小さいものをいう。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
							厚さ	-45	-45	-15	-15			
							幅	-50	-50	-	-			
3	土木	一般	6	7	2	アスファルト舗装工(下層路盤工)(面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40	+50	1. 3次元データによる出来形管理において3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)1に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。	
							厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40	+50			

現行													
編	章	節	条	技	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工(上層路盤工)粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、道路中心線及びその端部で層の上下面の差を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工(上層路盤工)粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能ない工事をい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工(上層路盤工)セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、道路中心線及びその端部で層の上下面の差を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工(上層路盤工)セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能ない工事をい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	
						幅	-50	-50	-	-			

新													
編	章	節	条	技	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工(上層路盤工)粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工(上層路盤工)粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工(上層路盤工)セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工(上層路盤工)セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能ない工事をい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	
						幅	-50	-50	-	-			

現行													
編	章	節	条	技	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理因等を揃えた上での管理が可能な工事をい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25	-25	-	-			
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理因等を揃えた上での管理が可能な工事をい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

新													
編	章	節	条	技	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の特記点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。	
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の特記点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25	-25	-	-			
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。	

現行															
編	章	節	条	技	種	工	種	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
								測定項目	個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
									中規模以上	小規模以下	中規模以上				小規模以下
3	2	1	6	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mに1個の割でコアを採取して測定。  工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mに1個の割でコアを採取して測定。  工事規模の考え方 中規模以上とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいう。 同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満  維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
							幅	-25	-25	-	-				
							平坦性	-	-	3㎡ <sup>2</sup> コア/10m <sup>2</sup> (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					
3	2	1	6	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。  <b>平坦性は、施工延長200m以上の場合、各車線毎に測定。</b>		
							平坦性	-	-	3㎡ <sup>2</sup> コア/10m <sup>2</sup> (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					
							厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3				
3	2	1	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	-	基準高は延長20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線20m毎に1ヶ所を掘り起して測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。  工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいう。同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線20m毎に1ヶ所を掘り起して測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。  工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいう。同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		
							厚さ	-45	-45	-15	-15				
							幅	-50	-50	-	-				
3	2	1	6	8	2	半たわみ性舗装工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40	+50	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
							厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40	+50				
							厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40	+50				

新															
編	章	節	条	技	種	工	種	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
								測定項目	個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
									中規模以上	小規模以下	中規模以上				小規模以下
3	2	1	6	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mに1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。  維持工事等においては、平坦性の項目を省略することができる。	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mに1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  工事規模の考え方 中規模以上とは、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。  維持工事等においては、平坦性の項目を省略することができる。		
							幅	-25	-25	-	-				
							平坦性	-	-	3㎡ <sup>2</sup> コア/10m <sup>2</sup> (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					
3	2	1	6	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。  <b>平坦性は、施工延長200m以上の場合、各車線毎に測定。</b>	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。  <b>平坦性は、施工延長200m以上の場合、各車線毎に測定。</b>		
							平坦性	-	-	3㎡ <sup>2</sup> コア/10m <sup>2</sup> (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					
							厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3				
3	2	1	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	-	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線20m毎に1ヶ所を掘り起して測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。  工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいう。同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線20m毎に1ヶ所を掘り起して測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。  工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいう。同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		
							厚さ	-45	-45	-15	-15				
							幅	-50	-50	-	-				
3	2	1	6	8	2	半たわみ性舗装工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40	+50	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
							厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40	+50				
							厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40	+50				

現行														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	土木	一般	一般	6	舗装	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、道路中心線及びその端部で層の上下面の差を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。
							幅	-50	-50	-	-			
3	土木	一般	一般	6	舗装	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。
							幅	-50	-50	-	-			
3	土木	一般	一般	6	舗装	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは1000㎡に1個の割でコアを採取しくり起して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。
							幅	-50	-50	-	-			
3	土木	一般	一般	6	舗装	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものをいう。
							幅	-50	-50	-	-			

新														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	土木	一般	一般	6	舗装	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起して測定。ただし、幅は設計図書の測定によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。
							幅	-50	-50	-	-			
3	土木	一般	一般	6	舗装	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。
							幅	-50	-50	-	-			
3	土木	一般	一般	6	舗装	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取しくり起して測定。ただし、幅は設計図書の測定によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。
							幅	-50	-50	-	-			
3	土木	一般	一般	6	舗装	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。
							幅	-50	-50	-	-			

現行																	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )								
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							
3	2	1	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅	-50	-50	-	-	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。  工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
							幅	-50	-50	-	-						
3	2	1	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	幅	-25	-25	-	-	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。
							幅	-25	-25	-	-						
3	2	1	6	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅	-25	-25	-	-	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。  工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
							幅	-25	-25	-	-						
3	2	1	6	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	幅	-25	-25	-	-	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。
							幅	-25	-25	-	-						

新																	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )								
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							
3	2	1	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅	-50	-50	-	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。  工事規模の考え方 中規模以上の工事は、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。
							幅	-50	-50	-	-						
3	2	1	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	幅	-25	-25	-	-	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。
							幅	-25	-25	-	-						
3	2	1	6	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅	-25	-25	-	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。  工事規模の考え方 中規模以上の工事は、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
							幅	-25	-25	-	-						
3	2	1	6	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	幅	-25	-25	-	-	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。
							幅	-25	-25	-	-						

現行													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコーアを採取して測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。  幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコーアを採取して測定。 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコーアを採取して測定。 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	-	-			
						平坦性	-	-	3m <sup>2</sup> ×7.64m <sup>2</sup> -(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下	-			
3	2	6	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	
						平坦性	-	-	3m <sup>2</sup> ×7.64m <sup>2</sup> -(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下	-			
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	-	基準高は延長20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線40m毎に、層の上下面の差を測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。  工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線20m毎に1ヶ所を幅取り割として測定。幅は延長50mに1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず、延長80m以下の間隔で測定することができる。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

新													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコーアを採取して測定。ただし、幅は設計図書測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  平坦性は、施工延長200m以上の場合、各車線毎に測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。  維持工事等においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコーアを採取して測定。ただし、幅は設計図書測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  平坦性は、施工延長200m以上の場合、各車線毎に測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。  維持工事等においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	-	-			
						平坦性	-	-	3m <sup>2</sup> ×7.64m <sup>2</sup> -(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下	-			
3	2	6	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。  平坦性は、施工延長200m以上の場合、各車線毎に測定。	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。  平坦性は、施工延長200m以上の場合、各車線毎に測定。	
						平坦性	-	-	3m <sup>2</sup> ×7.64m <sup>2</sup> -(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下	-			
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	-	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線20m毎に1ヶ所を幅取り割として測定。幅は延長50mに1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書測点によらず、延長80m以下の間隔で測定することができる。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線20m毎に1ヶ所を幅取り割として測定。幅は延長50mに1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書測点によらず、延長80m以下の間隔で測定することができる。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

現行													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	排水性舗装工(上層路盤工)粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の測りとし、厚さは、道路中心線及びその端部で層の上下面の差を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
							幅	-50	-50	-	-		
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	排水性舗装工(上層路盤工)粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
							幅	-50	-50	-	-		
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	排水性舗装工(上層路盤工)セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の測りとし、厚さは1000mに1個の測りコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。
							幅	-50	-50	-	-		
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	排水性舗装工(上層路盤工)セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
							幅	-50	-50	-	-		

新													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	排水性舗装工(上層路盤工)粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の測りとし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。
							幅	-50	-50	-	-		
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	排水性舗装工(上層路盤工)粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。
							幅	-50	-50	-	-		
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	排水性舗装工(上層路盤工)セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の測りとし、厚さは、1,000mに1個の測りコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。
							幅	-50	-50	-	-		
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	排水性舗装工(上層路盤工)セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。
							幅	-50	-50	-	-		

現行																	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )								
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							
3	2	1	6	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅	-50	-50	-	-	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。  工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
							厚 さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。				
3	2	1	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)  (面管理の場合)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅	-25	-25	-	-	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。  工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
							厚 さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。				
3	2	1	6	9	10	排水性舗装工 (基層工)  (面管理の場合)	厚 さ	-20	-25	-3	-4	幅	-25	-25	-	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。  工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
							厚 さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。				

新																	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )								
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							
3	2	1	6	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅	-50	-50	-	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。  工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものをいう。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
							厚 さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。				
3	2	1	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)  (面管理の場合)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅	-25	-25	-	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。  工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものをいう。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
							厚 さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。				
3	2	1	6	9	10	排水性舗装工 (基層工)  (面管理の場合)	厚 さ	-20	-25	-3	-4	幅	-25	-25	-	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。  工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものをいう。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
							厚 さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。				

現行														
編	章	節	条	枝	番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
								個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
								中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	11		排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコーアを採取して測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測定の管理方法を用いることができる。  3㎡×716mm×716mm (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。	
						幅	-25	-25	-	-				
						平坦性	-	-	-	-				
3	2	6	9	12		排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	-	-	-	-				
						3㎡×716mm×716mm (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下								

新														
編	章	節	条	枝	番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
								個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
								中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	11		排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコーアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  平坦性は、施工延長200m以上の場合、各車線毎に測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものをいう。  コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。  維持工事等においては、平坦性の項目を省略すること出来る。	
						幅	-25	-25	-	-				
						平坦性	-	-	-	-				
3	2	6	9	12		排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。  平坦性は、施工延長200m以上の場合、各車線毎に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものをいう。  維持工事等においては、平坦性の項目を省略すること出来る。	
						平坦性	-	-	-	-				
						3㎡×716mm×716mm (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下								

現行												
編	章	節	条	仕様	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均値			
							中規模以上	小規模以下				
3	2	1	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高 $\nabla$	$\pm 50$		—	基準高は延長20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線40m毎に、層の上下面の差を測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。  ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
							厚 さ	$t < 15\text{cm}$	-30	-10		
								$t \geq 15\text{cm}$	-45	-15		
							幅	-100		—		
3	2	1	6	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高 $\nabla$	$t < 15\text{cm}$	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として $\pm 10\text{mm}$ が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
							厚 さあるいは標高較差	$t \geq 15\text{cm}$	$\pm 90$	+50 -15		
								$t < 15\text{cm}$	+90 -70	+50 -10		
							$t \geq 15\text{cm}$	$\pm 90$	+50 -15			
3	2	1	6	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-9		-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアを採取して測定。  ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。  コア採取について橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
							幅	-25		—		
							厚 さあるいは標高較差	-9		-3		
								-25		—		
3	2	1	6	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚 さあるいは標高較差	-20		-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として $\pm 4\text{mm}$ が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
							厚 さ	-9		-3		
								-25		—		
							幅		-25			

新												
編	章	節	条	仕様	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均値			
							中規模以上	小規模以下				
3	2	1	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高 $\nabla$	$\pm 50$		—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割に測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は片側延長80mに1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の高さによらず、延長50m以下の間隔で測定することができる。  ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。
							厚 さ	$t < 15\text{cm}$	-30	-10		
								$t \geq 15\text{cm}$	-45	-15		
							幅	-100		—		
3	2	1	6	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高 $\nabla$	$t < 15\text{cm}$	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として $\pm 10\text{mm}$ が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。  ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。
							厚 さあるいは標高較差	$t \geq 15\text{cm}$	$\pm 90$	+50 -15		
								$t < 15\text{cm}$	+90 -70	+50 -10		
							$t \geq 15\text{cm}$	$\pm 90$	+50 -15			
3	2	1	6	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-9		-3	幅は片側延長80mに1ヶ所の割に測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず、延長80m以下の間隔で測定することができる。  ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。  コア採取について橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
							幅	-25		—		
							厚 さあるいは標高較差	-9		-3		
								-25		—		
3	2	1	6	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚 さあるいは標高較差	-20		-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として $\pm 10\text{mm}$ が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。  ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、基礎及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。
							厚 さ	-9		-3		
								-25		—		
							幅		-25			

現行																	
編	章	節	条	枝	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )								
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅	-50	-50	-	-	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
						幅	-50	-50	-	-							
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	幅	-	-	-	-	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
						幅	-	-	-	-							
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅	-25	-25	-	-	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
						幅	-25	-25	-	-							
3	2	6	11	4	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	幅	-	-	-	-	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
						幅	-	-	-	-							

新																	
編	章	節	条	枝	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )								
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅	-50	-50	-	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。
						幅	-50	-50	-	-							
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	幅	-	-	-	-	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。
						幅	-	-	-	-							
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅	-25	-25	-	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
						幅	-25	-25	-	-							
3	2	6	11	4	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	幅	-	-	-	-	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。
						幅	-	-	-	-							

現行													
編	章	節	条	技	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	5	グーラスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	-	-			
						平坦性	3m <sup>2</sup> プロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3	2	6	11	6	グーラスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-	-	-	-			
						平坦性	3m <sup>2</sup> プロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	基準高は延長20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線40m毎に、層の上下面の差を測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						厚さ	-45	-15	-				
						幅	-50	-	-				
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、道路中心線及びその端部で層の上下面の差を測定。  工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						幅	-50	-	-				
						平坦性	3m <sup>2</sup> プロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						

新													
編	章	節	条	技	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	5	グーラスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 平坦性は、施工延長200m以上各車線毎に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。  平坦性は、施工延長200m以上の場合、各車線毎に測定。  維持工事等においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事等においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	-	-			
						平坦性	3m <sup>2</sup> プロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3	2	6	11	6	グーラスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。  平坦性は、施工延長200m以上の場合、各車線毎に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものをいう。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事等においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-	-	-	-			
						平坦性	3m <sup>2</sup> プロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線20m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は延長40mに1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず、延長80m以下の間隔で測定することができる。  工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						厚さ	-45	-15	-				
						幅	-50	-	-				
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚さ	-25	-30	-8	幅は延長80mに1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず、延長80m以下の間隔で測定することができる。  工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						幅	-50	-	-				
						平坦性	3m <sup>2</sup> プロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						

現行													
編	章	節	条	項	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50		-				
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25		-				
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さ	-10	-3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線40m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長40m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関しては、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-25	-					
						平坦性	-	コンクリートの硬化後 3m <sup>2</sup> プロットメータにより機械舗設の場合 (a) 2.4mm以下 人力舗設の場合 (a) 3mm以下					
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。				
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 平坦性は、施工延長200m以上の場合、各車線毎に版縁から1mの線上を測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-	コンクリートの硬化後 3m <sup>2</sup> プロットメータにより機械舗設の場合 (a) 2.4mm以下 人力舗設の場合 (a) 3mm以下					
						平坦性	-	-					
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				

新													
編	章	節	条	項	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず、延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50		-				
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず、延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25		-				
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さ	-10	-3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は、施工延長200m以上の場合、各車線毎に版縁から1mの線上を測定。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関しては、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず、延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-25	-					
						平坦性	-	コンクリートの硬化後 3m <sup>2</sup> プロットメータにより機械舗設の場合 (a) 2.4mm以下 人力舗設の場合 (a) 3mm以下					
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。 維持工事等においては、平坦性の項目を省略することが出来る。				
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 平坦性は、施工延長200m以上の場合、各車線毎に版縁から1mの線上を測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-	コンクリートの硬化後 3m <sup>2</sup> プロットメータにより機械舗設の場合 (a) 2.4mm以下 人力舗設の場合 (a) 3mm以下					
						平坦性	-	-					
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				

現行														
編	章	節	条	枝	番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
								個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
								中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	1	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線40m毎に、層の上下面の差を測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
							厚さ	-45		-15				
							幅	-50		—				
3	2	1	6	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、道路中心線及びその端部で層の上下面の差を測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
							幅	-50		—				
3	2	1	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
							幅	-50		—				
3	2	1	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る	
							幅	-25		—				

新														
編	章	節	条	枝	番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
								個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
								中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	1	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起して測定。幅は延長80mに1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず、延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
							厚さ	-45		-15				
							幅	-50		—				
3	2	1	6	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8		幅は延長80mに1ヶ所の割とし、厚さは各車線300m毎に1ヶ所を掘り起して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず、延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
							幅	-50		—				
3	2	1	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず、延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
							幅	-50		—				
3	2	1	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず、延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る	
							幅	-25		—				

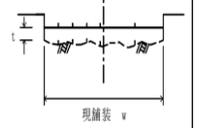
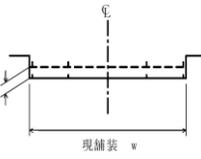
現行													
編	章	節	条	項	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さ	-15	-4.5		工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	橋接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	-	
						幅	-35	-					
						平坦性	-	転圧コンクリートの硬化後、3m <sup>2</sup> /0.4m <sup>2</sup> により (σ) 2.4mm以下。					
						目地段差	±2						
3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	橋接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	-	
						幅	-	-					
						平坦性	-	転圧コンクリートの硬化後、3m <sup>2</sup> /0.4m <sup>2</sup> により (σ) 2.4mm以下。					
						目地段差	±2						
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	橋接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	-	
						厚さ	-45	-15					
						幅	-50	-					
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、道路中心線及びその端部で層の上下面の差を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	橋接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	-	
						幅	-50		-				
						目地段差	±2						

新													
編	章	節	条	項	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さ	-15	-4.5		工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	橋接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	-	
						幅	-35	-					
						平坦性	-	転圧コンクリートの硬化後、3m <sup>2</sup> /0.4m <sup>2</sup> により (σ) 2.4mm以下。					
						目地段差	±2						
3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。  平坦性は、施工延長200m以上の場合、各車線毎に版縁から1mの線上を測定。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	橋接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	-	
						幅	-	-					
						平坦性	-	転圧コンクリートの硬化後、3m <sup>2</sup> /0.4m <sup>2</sup> により (σ) 2.4mm以下。					
						目地段差	±2						
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	橋接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	-	
						厚さ	-45	-15					
						幅	-50	-					
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	幅は延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に、1ヶ所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	橋接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	-	
						幅	-50		-				
						目地段差	±2						

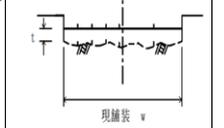
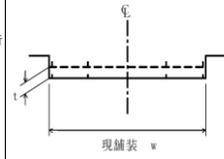
現行													
編	章	節	条	枝	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、道路中心線及びその端部で層の上下面の差を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50		-				
						厚さ	-15	-20	-5				
幅	-50		-										
厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。								
幅	-25		-										
基準高	±40	±50	-			基準高は延長20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線20m毎に、層の上下面の差を測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。							
厚さ	-45		-15										
幅	-50		-										
3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高	±40	±50	-		基準高は延長20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線20m毎に、層の上下面の差を測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						厚さ	-45		-15				
						幅	-50		-				
3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、道路中心線及びその端部で層の上下面の差を測定。		
						幅	-50		-				
						厚さ	-25	-30	-8				幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線20m毎に1ヶ所の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
幅	-50		-										
基準高	±40	±50	-		基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線20m毎に1ヶ所の割でコアーを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。								
厚さ	-45		-15										
幅	-50		-										

新													
編	章	節	条	枝	種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について (基層工) 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50		-				
						厚さ	-15	-20	-5				
幅	-50		-										
厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。								
幅	-25		-										
基準高	±40	±50	-			基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線20m毎に1ヶ所の割でコアーを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。							
厚さ	-45		-15										
幅	-50		-										
3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線20m毎に1ヶ所の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	-50		-				
						厚さ	-25	-30	-8				幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線20m毎に1ヶ所の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
幅	-50		-										
基準高	±40	±50	-		基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線20m毎に1ヶ所の割でコアーを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。								
厚さ	-45		-15										
幅	-50		-										

現行															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。  工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	幅	-50	-
						幅	-50		-						
						幅	-50		-						
3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	幅	-50	-	
						幅	-50		-						
						幅	-50		-						
3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	幅	-25	-	
						幅	-25		-						
						幅	-25		-						
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X <sub>10</sub> )														
3	2	6	15	1	路面切削工	厚 さ t	-7	-2	幅は20m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長30m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	幅は20m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	幅	-25	-		
						幅 W	-25	-							
						幅 W	-25	-							
3	2	6	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	-9		幅は20m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	幅は20m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	幅	-25	-		
						幅 W	-25					-			
						延長 L	-100					-			
						平坦性	-	3m <sup>2</sup> コフィクター (σ) 2.4mm以下直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下				-			



新															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。  工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	幅	-50	-
						幅	-50		-						
						幅	-50		-						
3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	幅	-50	-	
						幅	-50		-						
						幅	-50		-						
3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	幅	-25	-	
						幅	-25		-						
						幅	-25		-						
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X <sub>10</sub> )														
3	2	6	15	1	路面切削工	厚 さ t	-7	-2	幅は40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長10m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	幅は40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	幅	-25	-		
						幅 W	-25	-							
						幅 W	-25	-							
3	2	6	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	-9		幅は20m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	幅は20m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	幅	-25	-		
						幅 W	-25					-			
						延長 L	-100					-			
						平坦性	-	3m <sup>2</sup> コフィクター (σ) 2.4mm以下直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下				-			

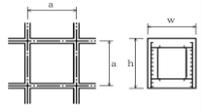
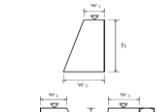
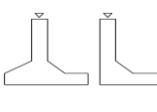


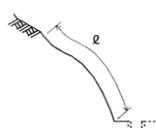
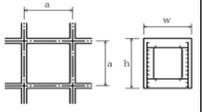
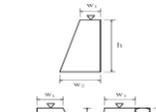
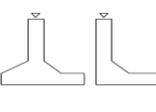
現行												
編	章	節	条	枝	種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)	測定値の平均(X <sub>10</sub> )				
3	2	1	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとして算出する。		
						平坦性	-	3m <sup>2</sup> コリダクター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3	2	1	7	2		測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3	2	1	7	2	路床安定処理工	基準高▽	±50	延長20m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。				
						施工厚さ t	-50					
						幅 W	-100					
						延長 L	-200					
3	2	1	7	3	置換工	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。				
						置換厚さ t	-50					
						幅 W	-100					
						延長 L	-200					
3	2	1	7	4	1	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 W、(L)は施工延長20mにつき1ヶ所、20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。				
						法長 θ	-500					
						天端幅 W	-300					
						天端延長 L	-500					
3	2	1	7	5	バイルネット工	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。				
						厚さ t	-50					
						幅 W	-100					
						延長 L	-200					
3	2	1	7	6	サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長20mにつき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。				
						幅 W	-100					
						延長 L	-200					

新												
編	章	節	条	枝	種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)	測定値の平均(X)				
3	2	1	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとして算出する。 平坦性は、施工延長200m以上の場合、各車線毎に測定。	維持工事等においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						平坦性	-	3m <sup>2</sup> コリダクター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3	2	1	7	2		測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3	2	1	7	2	路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。				
						施工厚さ t	-50					
						幅 W	-100					
						延長 L	-200					
3	2	1	7	3	置換工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。				
						置換厚さ t	-50					
						幅 W	-100					
						延長 L	-200					
3	2	1	7	4	1	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 W、(L)は施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。				
						法長 θ	-500					
						天端幅 W	-300					
						天端延長 L	-500					
3	2	1	7	5	バイルネット工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。				
						厚さ t	-50					
						幅 W	-100					
						延長 L	-200					
3	2	1	7	6	サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40mにつき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。				
						幅 W	-100					
						延長 L	-200					

現行												
編	章	節	条	校	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	土木工事共通編	2	7	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編(案))」による管理の場合	基準高▽	O以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認(掘起しによる実測確認は不要) 工事毎に1回 施工前の規程作業の寸法実測により確認(掘起しによる実測確認は不要)	
							位置	D/8以内				
							杭 径 D	設計値以上				
							深 度 theta	設計値以上				
3	土木工事共通編	2	7	9	3	固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000m3~4,000m3につき1ヶ所、または施工延長20mにつき1ヶ所。		1,000m3以下、または施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を要する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。	
							施工厚さ t	設計値以上				
							幅 W	設計値以上				
							延長 L	設計値以上				
3	土木工事共通編	2	10	5	1	土留・仮締切工 (出鋼板) (鋼矢板)	基準高▽	±100	基準高は施工延長20mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所(任意仮設は除く)。		根入長 設計値以上	
							根入長	設計値以上				
3	土木工事共通編	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック振り工)	法 長 theta	-100	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		1施工箇所毎 -200	
							延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200				
3	土木工事共通編	2	14	2	1	植生工 (種子散布工) (鋸芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 theta	theta < 5m	-200	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		法長の-4% -100 法長の-2% -200
								theta ≥ 5m	法長の-4%			
							盛土法長 theta	theta < 5m	-100			
								theta ≥ 5m	法長の-2%			
							延長 L	-200				
							3	土木工事共通編	2			
theta ≥ 5m	法長の-4%											
厚 さ t	t < 5cm	-10										
	t ≥ 5cm	-20										
延長 L	-200											

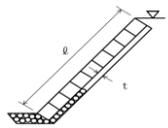
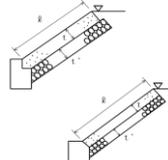
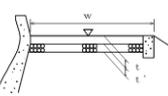
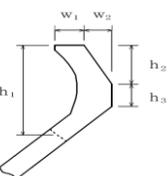
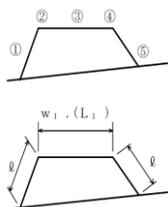
新												
編	章	節	条	校	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	土木工事共通編	2	7	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編固結工(スラリー攪拌工)編」による管理の場合	基準高▽	O以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認(掘起しによる実測確認は不要) 工事毎に1回 施工前の規程作業の寸法実測により確認(掘起しによる実測確認は不要)	
							位置	D/8以内				
							杭 径 D	設計値以上				
							深 度 theta	設計値以上				
3	土木工事共通編	2	7	9	3	固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000m3~4,000m3につき1ヶ所、または施工延長40mにつき1ヶ所。		1,000m3以下、または施工延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を要する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。	
							施工厚さ t	設計値以上				
							幅 W	設計値以上				
							延長 L	設計値以上				
3	土木工事共通編	2	10	5	1	土留・仮締切工 (出鋼板) (鋼矢板)	基準高▽	±100	基準高は施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所(任意仮設は除く)。		根入長 設計値以上	
							根入長	設計値以上				
3	土木工事共通編	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック振り工)	法 長 theta	-100	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		1施工箇所毎 -200	
							延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200				
3	土木工事共通編	2	14	2	1	植生工 (種子散布工) (鋸芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 theta	theta < 5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		法長の-4% -100 法長の-2% -200
								theta ≥ 5m	法長の-4%			
							盛土法長 theta	theta < 5m	-100			
								theta ≥ 5m	法長の-2%			
							延長 L	-200				
							3	土木工事共通編	2			
theta ≥ 5m	法長の-4%											
厚 さ t	t < 5cm	-10										
	t ≥ 5cm	-20										
延長 L	-200											

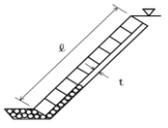
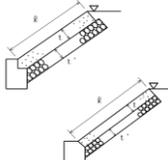
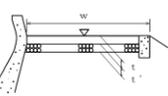
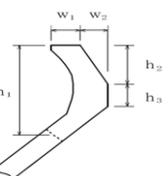
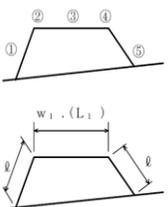
現行												
編	章	節	条	技 術	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	14	3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法 長 $\ell$	$\ell < 3m$	-50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				
						$\ell \geq 3m$	-100					
						厚 さ $t$	$t < 5cm$				-10	
							$t \geq 5cm$				-20	
						延 長 $L$	-200				1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
3	2	14	4	1	法特工 (現場打法特工) (現場吹付法特工)	法 長 $\ell$	$\ell < 10m$	-100	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		曲線部は設計図書による	
							$\ell \geq 10m$	-200				
						幅 $W$	-30					
						高 さ $h$	-30					
						枠中心間隔 $a$	$\pm 100$					
						延 長 $L$	-200	1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機能を用いることができる。				
3	2	14	4	2	法特工 (プレキャスト法特工)	法 長 $\ell$	$\ell < 10m$	-100	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
							$\ell \geq 10m$	-200				
						延 長 $L$	-200	1施工箇所毎				
3	2	15	1	(一般事項) 場所打擁壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。					
						厚 さ $t$					-20	
						裏 込 厚 さ					-50	
						幅 $W_1, W_2$					-30	
											高 さ $h$	$h < 3m$
						$h \geq 3m$					-100	
延 長 $L$	-200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。										
3	2	15	2	プレキャスト擁壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。					
						延 長 $L$					-200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。

新												
編	章	節	条	技 術	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	14	3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法 長 $\ell$	$\ell < 3m$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				
						$\ell \geq 3m$	-100					
						厚 さ $t$	$t < 5cm$				-10	
							$t \geq 5cm$				-20	
						延 長 $L$	-200				1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
3	2	14	4	1	法特工 (現場打法特工) (現場吹付法特工)	法 長 $\ell$	$\ell < 10m$	-100	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		曲線部は設計図書による	
							$\ell \geq 10m$	-200				
						幅 $W$	-30					
						高 さ $h$	-30					
						枠中心間隔 $a$	$\pm 100$					
						延 長 $L$	-200	1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機能を用いることができる。				
3	2	14	4	2	法特工 (プレキャスト法特工)	法 長 $\ell$	$\ell < 10m$	-100	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
							$\ell \geq 10m$	-200				
						延 長 $L$	-200	1施工箇所毎				
3	2	15	1	(一般事項) 場所打擁壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。					
						厚 さ $t$					-20	
						裏 込 厚 さ					-50	
						幅 $W_1, W_2$					-30	
											高 さ $h$	$h < 3m$
						$h \geq 3m$					-100	
延 長 $L$	-200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。										
3	2	15	2	プレキャスト擁壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。					
						延 長 $L$					-200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。

現行											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	15	3	15	補強土壁工 (補強土(テールアル ム)壁工法) (多数アンカー式補強 土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下 のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」に基づき出来形管理を 実施する場合は、同要領に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法により 出来形管理を実施することができる。			
						高さ h	h<3m				-50
							h≥3m				-100
						鉛直度 Δ	±0.03hかつ ±300以内				
						控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上				
延長 L	-200										
3	2	15	4	15	非桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下 のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						法長 ℓ	ℓ<3m				-50
							ℓ≥3m				-100
						厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub> , t <sub>3</sub>	-50				
						延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200				
3	2	18	2	18	床版工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点 付近)で、1ヶ所当たり両端と中央部 の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚 さは型枠設置時におおむね10mmに1ヶ 所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代 える。)			
						幅 W	0~+30				
						厚さ t	-10~+20				
						鉄筋のかぶり	設計値以上				
						鉄筋の有効高さ	±10				
鉄筋間隔	±20										
上記、鉄筋の有効高 さがマイナスの場合	±10										
6	3	5	6	2	両渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下 のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						延長 L	-200				
6	5	8	3	5	魚道本体工	基準高▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下 のものは1施工箇所につき2ヶ所。 (なお、製品使用の場合の製品寸法 は、規格証明書等による)			
						幅 W	-30				
						厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-20				
						高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30				
						延長 L	-200				
7	1	5	5	5	場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下 のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 W	-30				
						高さ h	-30				
						延長 L	-200				
7	1	5	6	6	海岸コンクリートブ ロック工	基準高▽	±50	ブロック個数20個につき1ヶ所の割で 測定。基準高、延長は施工延長20mにつ き1ヶ所、延長40m以下のものは1施工 箇所につき2ヶ所。			
						ブロック厚 t	-20				
						ブロック縦幅 w <sub>1</sub>	-20				
						ブロック横幅 w <sub>2</sub>	-20				
延長 L	-200										

新											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	15	3	15	補強土壁工 (補強土(テールアル ム)壁工法) (多数アンカー式補強 土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下 のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」に基づき出来形管理を 実施する場合は、同要領に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法により 出来形管理を実施することができる。			
						高さ h	h<3m				-50
							h≥3m				-100
						鉛直度 Δ	±0.03hかつ ±300以内				
						控え長さ	設計値以上				
延長 L	-200										
3	2	15	4	15	非桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下 のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						法長 ℓ	ℓ<3m				-50
							ℓ≥3m				-100
						厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub> , t <sub>3</sub>	-50				
						延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200				
3	2	18	2	18	床版工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点 付近)で、1ヶ所当たり両端と中央部 の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚 さは型枠設置時におおむね10mmに1ヶ 所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代 える。)			
						幅 W	0~+30				
						厚さ t	-10~+20				
						鉄筋のかぶり	設計値以上				
						鉄筋の有効高さ	±10				
鉄筋間隔	±20										
上記、鉄筋の有効高 さがマイナスの場合	±10										
6	3	5	6	2	両渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高▽	±30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下 のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						延長 L	-200				
6	5	8	3	5	魚道本体工	基準高▽	±30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下 のものは1施工箇所につき2ヶ所。 (なお、製品使用の場合の製品寸法 は、規格証明書等による)			
						幅 W	-30				
						厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-20				
						高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30				
						延長 L	-200				
7	1	5	5	5	場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下 のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 W	-30				
						高さ h	-30				
						延長 L	-200				
7	1	5	6	6	海岸コンクリートブ ロック工	基準高▽	±50	ブロック個数20個につき1ヶ所の割で 測定。基準高、延長は施工延長40mにつ き1ヶ所、延長40m以下のものは1施工 箇所につき2ヶ所。			
						ブロック厚 t	-20				
						ブロック縦幅 w <sub>1</sub>	-20				
						ブロック横幅 w <sub>2</sub>	-20				
延長 L	-200										

現行												
編	章	節	条	技	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
7	河川	1	6	4	海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
						法長 $\ell$	$\ell < 5m$				-100	
							$\ell \geq 5m$				$\ell \times (-2\%)$	
						厚 さ t	-50					
						延 長 L	-200					
7	河川	1	6	5	コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
法長 $\ell$	$\ell < 3m$	-50										
	$\ell \geq 3m$	-100										
厚 さ t	$t < 100$	-20										
	$t \geq 100$	-30										
裏込材厚 t'	-50											
延 長 L	-200											
7	河川	1	8	2	コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
幅 W	-50											
厚 さ t	-10											
基礎厚 t'	-45											
延 長 L	-200											
7	河川	1	9	3	波返工	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
幅 $W_1, W_2$	-30											
高さ $h < 3m$ $h_1, h_2, h_3$	-50											
高さ $h \geq 3m$ $h_1, h_2, h_3$	-100											
延 長 L	-200											
7	河川	2	4	4	突堤基礎工	基準高▽	本 均 し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。			
							表 面 均 し	±100				
							荒 均 し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ				±500
								異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ				±300
							被 覆 均 し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ				±500
						異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ		±300				
						法 長 $\ell$	-100					
						天 端 幅 $W_1$	-100					
						天端延長 $L_1$	-200					
						7	河川	2				4
延 長 L	-500											

新												
編	章	節	条	技	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
7	河川	1	6	4	海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
						法長 $\ell$	$\ell < 5m$				-100	
							$\ell \geq 5m$				$\ell \times (-2\%)$	
						厚 さ t	-50					
						延 長 L	-200					
7	河川	1	6	5	コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
法長 $\ell$	$\ell < 3m$	-50										
	$\ell \geq 3m$	-100										
厚 さ t	$t < 100$	-20										
	$t \geq 100$	-30										
裏込材厚 t'	-50											
延 長 L	-200											
7	河川	1	8	2	コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
幅 W	-50											
厚 さ t	-10											
基礎厚 t'	-45											
延 長 L	-200											
7	河川	1	9	3	波返工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
幅 $W_1, W_2$	-30											
高さ $h < 3m$ $h_1, h_2, h_3$	-50											
高さ $h \geq 3m$ $h_1, h_2, h_3$	-100											
延 長 L	-200											
7	河川	2	4	4	突堤基礎工	基準高▽	本 均 し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。			
							表 面 均 し	±100				
							荒 均 し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ				±500
								異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ				±300
							被 覆 均 し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ				±500
						異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ		±300				
						法 長 $\ell$	-100					
						天 端 幅 $W_1$	-100					
						天端延長 $L_1$	-200					
						7	河川	2				4
延 長 L	-500											

現行									
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工 脚	5 突堤本 体工	2	捨石工	基準 高 ▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500		施工延長10mにつき、1測点当たり5点 以上測定。  幅は施工延長20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所、延長はセンターライン及び表裏法 解。
						異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300		
					法 長 $\theta$	-100			
					天 端 幅 $W_1$	-100			
				天端延長 $L_1$	-200				
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工 脚	5 突堤本 体工	5	海岸コンクリートブ ロック工	基準 高 ▽	(層積)ブロック 規格26未満	±300		施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以 下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 延長は、センターラインで行う。
						(層積)ブロック 規格26以上	±500		
						(乱 積)	エブロックの 高さの1/2		
					天 端 幅 $W$	-エブロックの 高さの1/2			
				天端延長 $L$	-エブロックの 高さの1/2				
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工 脚	5 突堤本 体工	9	石枠工	基準 高 ▽		±50		施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以 下のものは1施工箇所につき2ヶ所。
					厚 さ $t$		-50		
					高 さ $h$	$h < 3m$	-50		
						$h \geq 3m$	-100		
延 長 $L$		-200	1施工箇所毎						
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工 脚	5 突堤本 体工	10	場所打コンクリート工	基準 高 ▽		±30		施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以 下のものは1施工箇所につき2ヶ所。
					幅 $W$		-30		
					高 さ $h$		-30		
					延 長 $L$		-200		
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工 脚	6 根固め 工	2	捨石工	基準 高 ▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500		施工延長10mにつき、1測点当たり5点 以上測定。  幅は施工延長20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所、延長はセンターライン及び表裏法 解。
						異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300		
					法 長 $\theta$	-100			
					天 端 幅 $W$	-100			
				天端延長 $L$	-200				
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工 脚	6 根固め 工	3	根固めブロック工	基準高 ▽	層 積	±300		施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以 下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。
						乱 積	±t/2		
					厚 さ $t$	層 積	-20		
						乱 積	-t/2		
					幅 $W_1, W_2$	層 積	-20		
						乱 積	-t/2		
					延長 $L_1, L_2$	層 積	-200		
						乱 積	-t/2		
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工 脚	7 消波 工	3	消波ブロック工	基準高 ▽	層 積	±300		施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以 下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。
						乱 積	±t/2		
	厚 さ $t$	-20							
	幅 $W_1, W_2$	-20							
	延長 $L_1, L_2$	-200							

新									
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工 脚	5 突堤本 体工	2	捨石工	基準 高 ▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500		施工延長10mにつき、1測点当たり5点 以上測定。  幅は施工延長20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所、延長はセンターライン及び表裏法 解。
						異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300		
					法 長 $\theta$	-100			
					天 端 幅 $W_1$	-100			
				天端延長 $L_1$	-200				
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工 脚	5 突堤本 体工	5	海岸コンクリートブ ロック工	基準 高 ▽	(層積)ブロック 規格26未満	±300		施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以 下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 延長は、センターラインで行う。
						(層積)ブロック 規格26以上	±500		
						(乱 積)	エブロックの 高さの1/2		
					天 端 幅 $W$	-エブロックの 高さの1/2			
				天端延長 $L$	-エブロックの 高さの1/2				
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工 脚	5 突堤本 体工	9	石枠工	基準 高 ▽		±50		施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以 下のものは1施工箇所につき2ヶ所。
					厚 さ $t$		-50		
					高 さ $h$	$h < 3m$	-50		
						$h \geq 3m$	-100		
延 長 $L$		-200	1施工箇所毎						
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工 脚	5 突堤本 体工	10	場所打コンクリート工	基準 高 ▽		±30		施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以 下のものは1施工箇所につき2ヶ所。
					幅 $W$		-30		
					高 さ $h$		-30		
					延 長 $L$		-200		
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工 脚	6 根固め 工	2	捨石工	基準 高 ▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500		施工延長10mにつき、1測点当たり5点 以上測定。  幅は施工延長20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所、延長はセンターライン及び表裏法 解。
						異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300		
					法 長 $\theta$	-100			
					天 端 幅 $W$	-100			
				天端延長 $L$	-200				
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工 脚	6 根固め 工	3	根固めブロック工	基準高 ▽	層 積	±300		施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以 下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。
						乱 積	±t/2		
					厚 さ $t$	層 積	-20		
						乱 積	-t/2		
					幅 $W_1, W_2$	層 積	-20		
						乱 積	-t/2		
					延長 $L_1, L_2$	層 積	-200		
						乱 積	-t/2		
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工 脚	7 消波 工	3	消波ブロック工	基準高 ▽	層 積	±300		施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以 下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。
						乱 積	±t/2		
	厚 さ $t$	-20							
	幅 $W_1, W_2$	-20							
	延長 $L_1, L_2$	-200							

現行												
編	章	節	条	技	種	種						
7	3	3	3	3	捨石工	測定項目	本 均 し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		<p>幅は施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法解。</p>	
						基準高▽	光均し	異形ブロック(乱積)の断面の高さ				±500
								異形ブロック(乱積)の断面の高さ				±300
								異形ブロック(乱積)の断面の高さ				±500
						被覆均し	異形ブロック(乱積)の断面の高さ	±300				
							法 長 $\ell$	-100				
							天 端 幅 $W_1$	-100				
天端延長 $L_1$	-200											
8	1	8	4	8	コンクリート堰堤本体工	測定項目	基 準 高 ▽	±30	図面の表示ヶ所で測定。		<p>図面の表示ヶ所で測定。</p>	
						天端部 $W_1, W_2$	-30					
						水通しの幅 $\ell_1, \ell_2$	±50					
						堤 長 $L_1, L_2$	-100					
						堰 幅 $W_2$	-30					
8	1	8	6	8	コンクリート側壁工	測定項目	基 準 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示ヶ所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。		<p>図面の寸法表示ヶ所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。</p>	
						幅 $W_1, W_2$	-30					
						長 さ $L$	-100					
8	1	8	8	8	水叩工	測定項目	基 準 高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してあるヶ所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		<p>基準高、幅、延長は図面に表示してあるヶ所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。</p>	
						幅 $W$	-100					
						厚 さ $t$	-30					
						延 長 $L$	-100					
8	2	5	8	5	円筒め工	測定項目	基 準 高 ▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。		<p>施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。</p>	
						幅 $W$	-30					
						高 さ $h_1, h_2$	-30					
						厚 さ $t_1, t_2$	-20					
						延 長 $L$	-200					
8	3	6	4	6	山腹明暗渠工	測定項目	基 準 高 ▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。		<p>施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。</p>	
						厚 さ $t_1, t_2$	-20					
						幅 $W$	-30					
						高 さ $h_1, h_2$	-30					
						深 さ $h_3$	-30					
						延 長 $L$	-200					
10	1	11	4	11	落石防止網工	測定項目	幅 $W$	-200	1 施工箇所毎		<p>1 施工箇所毎</p>	
						延 長 $L$	-200					

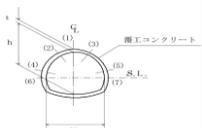
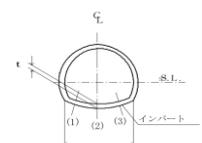
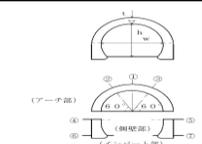
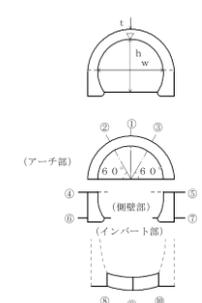
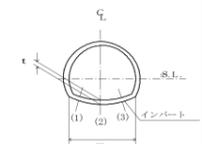
新												
編	章	節	条	技	種	種						
7	3	3	3	3	捨石工	測定項目	本 均 し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		<p>幅は施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法解。</p>	
						基準高▽	荒均し	異形ブロック(乱積)の断面の高さ				±500
								異形ブロック(乱積)の断面の高さ				±300
								異形ブロック(乱積)の断面の高さ				±500
						被覆均し	異形ブロック(乱積)の断面の高さ	±300				
							法 長 $\ell$	-100				
							天 端 幅 $W_1$	-100				
天端延長 $L_1$	-200											
8	1	8	4	8	コンクリート堰堤本体工	測定項目	基 準 高 ▽	±30	図面の表示ヶ所で測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		<p>図面の表示ヶ所で測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。</p>	
						天端部 $W_1, W_2$	-30					
						水通しの幅 $\ell_1, \ell_2$	±50					
						堤 長 $L_1, L_2$	-100					
						堰 幅 $W_2$	-30					
8	1	8	6	8	コンクリート側壁工	測定項目	基 準 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示ヶ所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		<p>1. 図面の寸法表示ヶ所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。</p>	
						幅 $W_1, W_2$	-30					
						長 さ $L$	-100					
8	1	8	8	8	水叩工	測定項目	基 準 高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してあるヶ所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		<p>基準高、幅、延長は図面に表示してあるヶ所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。</p>	
						幅 $W$	-100					
						厚 さ $t$	-30					
						延 長 $L$	-100					
8	2	5	8	5	円筒め工	測定項目	基 準 高 ▽	±30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。		<p>施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。</p>	
						幅 $W$	-30					
						高 さ $h_1, h_2$	-30					
						厚 さ $t_1, t_2$	-20					
						延 長 $L$	-200					
8	3	6	4	6	山腹明暗渠工	測定項目	基 準 高 ▽	±30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。		<p>施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。</p>	
						厚 さ $t_1, t_2$	-20					
						幅 $W$	-30					
						高 さ $h_1, h_2$	-30					
						深 さ $h_3$	-30					
						延 長 $L$	-200					
10	1	11	4	11	落石防止網工	測定項目	幅 $W$	-200	1 施工箇所毎		<p>1 施工箇所毎</p>	
						延 長 $L$	-200					

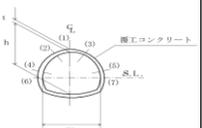
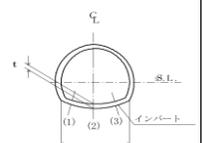
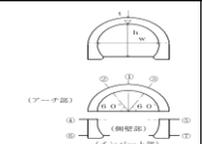
現行											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10	1	11	5		落石防護柵工	高 さ h	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						延 長 L	-200	1施工箇所毎			
						基礎					
10	1	11	6		防雪柵工	高 さ h	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						延 長 L	-200	1施工箇所毎			
						基礎					
10	1	11	7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						延 長 L	-200	1施工箇所毎			
						基礎					
10	1	12	4		遮音壁基礎工	幅 W	-30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						高 さ h	-30				
						延 長 L	-200	1施工箇所毎			
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10)			
							中規模以上	小規模以下			
10	2	4			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、厚さは20m毎に、層の上下面の差を測定。幅は、延長20m毎に1ヶ所の割に測定。 ※測線部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500㎡未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						厚 さ	t<15cm	-30			-10
							t≥15cm	-45			-15
幅		-100	—								

新											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10	1	11	5		落石防護柵工	高 さ h	±30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			
						延 長 L	-200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
						基礎					
10	1	11	6		防雪柵工	高 さ h	±30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			
						延 長 L	-200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
						基礎					
10	1	11	7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						延 長 L	-200	1施工箇所毎			
						基礎					
10	1	12	4		遮音壁基礎工	幅 W	-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						高 さ h	-30				
						延 長 L	-200	1施工箇所毎			
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10)			
							中規模以上	小規模以下			
10	2	4			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは片側延長200m毎に1ヶ所繰り返り起こして測定。幅は、片側延長800m毎に1ヶ所測定。 ※測線部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500㎡未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						厚 さ	t<15cm	-30			-10
							t≥15cm	-45			-15
幅		-100	—								

現行												
編	章	節	条	枝	種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10)			
							中規模以上	小規模以下				
10	2	4	舗装工	歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長200m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	幅	-25	-
						幅	-25				-	
						幅	-25				-	
10	2	5	9	排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30		施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	基準高▽	±30		
					延長L	-200				1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	延長L	-200
10	2	9	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 W <sub>1</sub> , W <sub>2</sub>	-30		基礎一基毎	幅 W <sub>1</sub> , W <sub>2</sub>	高さ h	-30
						高さ h	-30					
						設置高さ H	設計値以上					
10	6	4	3	吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊なヶ所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。		施工延長200m毎に図に示す。(1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注)良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準(構造編)・同解説」にいう地盤等級AまたはBに該当する地盤とする。	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊なヶ所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。		
					吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊なヶ所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。				吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊なヶ所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	
10	6	4	4	ロックボルト工	位置間隔	-		施工延長200m毎に断面全本数検測。	位置間隔	-		
					角度	-				角度	-	
					削孔深さ	-				削孔深さ	-	
					孔径	-				孔径	-	
					突出量	プレート下面から10cm以内				突出量	プレート下面から10cm以内	

新												
編	章	節	条	枝	種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10)			
							中規模以上	小規模以下				
10	2	4	舗装工	歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	幅	-25	-	
						幅	-25			-		
						幅	-25			-		
10	2	5	9	排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30		施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	基準高▽	±30		
					延長L	-200				1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	延長L	-200
10	2	9	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 W <sub>1</sub> , W <sub>2</sub>	-30		基礎一基毎 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	幅 W <sub>1</sub> , W <sub>2</sub>	高さ h	-30
						高さ h	-30					
						設置高さ H	設計値以上					
10	6	4	3	吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊なヶ所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。		施工延長40m毎に図に示す。(1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注)良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準(構造編)・同解説」にいう地盤等級AまたはBに該当する地盤とする。	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊なヶ所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。		
					吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊なヶ所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。				吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊なヶ所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	
10	6	4	4	ロックボルト工	位置間隔	-		施工延長40m毎に断面全本数検測。	位置間隔	-		
					角度	-				角度	-	
					削孔深さ	-				削孔深さ	-	
					孔径	-				孔径	-	
					突出量	プレート下面から10cm以内				突出量	プレート下面から10cm以内	

現行										
編	章	節	条	仕様	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高(拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工延長20mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mにつき1ヶ所、(2)～(3)は100mにつき1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩または吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、巻棒の据付け時又は収束が確認された後別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						幅 W (全幅)	-50			
						高さh (内法)	-50			
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 W	-50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚 さ t	-30			
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	6 イン パ ー ト 工	4		インバート本体工	幅 W (全幅)	-50	(1) 幅は、施工延長20mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	8 坑 門 工	5		明り巻工	基準高(拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長20mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑥において、厚さの測定を行う。		
						幅 W (全幅)	-50			
						高さh (内法)	-50			
						厚 さ t	-20			
						延 長 L	—			
10 道 路 編	0 ト ン ネ ル ( 矢 板 )	0 覆 工	0	1	覆工コンクリート工	基準高(拱頂) H	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工延長20mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点①～⑥で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点①～⑥の巻厚測定を行う。 ただし、上半断面先進工法の場合①～⑦については上半のセントルの間隔程度でよい。 (ハ) センルによる巻厚の測定は図の①は40mにつき1ヶ所、②～⑦は100mにつき1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上のせん孔による測定を行う。 ただし、湧水の多い場合などで上記によることが好ましくない場合は、監督職員の指示により間隔を拡げることができる。		
						幅 W (全幅)	-70			
						高さh (内法)	-70			
						厚 さ t	-50			
						延 長 L	—			
10 道 路 編	0 ト ン ネ ル ( 矢 板 )	0 イン パ ー ト 工	0	2	インバート本体工	幅 W (全幅)	-50	(1) 基準高、幅、高さは、施工延長20mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		
						厚 さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	設計値以上			
						延 長 L	—			

新										
編	章	節	条	仕様	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高(拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工延長40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mにつき1ヶ所、(2)～(3)は100mにつき1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩または吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、巻棒の据付け時又は収束が確認された後別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						幅 W (全幅)	-50			
						高さh (内法)	-50			
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 W	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚 さ t	-30			
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	6 イン パ ー ト 工	4		インバート本体工	幅 W (全幅)	-50	(1) 幅は、施工延長40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	8 坑 門 工	5		明り巻工	基準高(拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑥において、厚さの測定を行う。		
						幅 W (全幅)	-50			
						高さh (内法)	-50			
						厚 さ t	-20			
						延 長 L	—			
10 道 路 編						(削除)				
						(削除)				
						(削除)				
						(削除)				
						(削除)				



### 3. 品質管理基準 新旧対照表

品質管理基準及び規格値（新旧対照表）

現行									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認	
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		○
			骨材中の比重1.05の液体に浮く砂の試験	JIS A 1147	細骨材：コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下 粗骨材：コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性固形物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○
			回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。			○
製造（プラント）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。 またはレディーミクストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。		○	
			連続ミキサの場合：土木学会規程JSCF-1502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上			○	

新									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認	
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		○
			(削除)						
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性固形物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○
			回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。			○
製造（プラント）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下	工事開始前及び工事中1回/以上/12か月	・小規模工種（山口県施工管理基準5〔3〕の参照）で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。 またはレディーミクストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。		○	
			連続ミキサの場合：土木学会規程JSCF-1502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/以上/12か月			○	

現行								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コクリータム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	塩化物総量規制	平成元年9月13日付け監理第802号「コンクリートの耐久性向上施策について」による共通仕様書の添付資料参照。	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下		コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前1回・コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm (コンクリート舗装の場合) スランプ2.5cm：許容差±1.0cm (道路橋床版の場合) スランプ8cmを標準とする。		・荷卸し時 鉄筋コンクリートについては、1回/日、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。鉄筋コンクリートについては、1日当たりコンクリート種別ごとの使用量によらず、2回/日（午前1回、午後1回）、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はそのスランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)		・荷卸し時 鉄筋コンクリートについては、1回/日、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。鉄筋コンクリートについては、1日当たりコンクリート種別ごとの使用量によらず、2回/日（午前1回、午後1回）、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場で採取し、1回につき6本（φ7×3本、φ28×3本）とする。（早強セメントを使用する場合には、必要に応じてφ3×3本についても採取する。）	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）		・荷卸し時 鉄筋コンクリートについては、1回/日、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。鉄筋コンクリートについては、1日当たりコンクリート種別ごとの使用量によらず、2回/日（午前1回、午後1回）、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	
			コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	一回（供試体3本の平均値）の試験結果は呼び強度の85%以上、かつ3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上。		コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場で採取し、1回につき原則として3個とする。 コンクリート舗装の場合には、曲げ強度試験を適用する。	
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	設計図書による。		本数 総延長 最大ひび割れ幅等	
			テストハンマーによる強度推定試験	JSCC-G504-2013	設計基準強度		鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については強度が同じブロックを1個の調査単位とし、各単位につき3箇所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	

新								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コクリータム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	塩化物総量規制	平成元年9月13日付け監理第802号「コンクリートの耐久性向上施策について」による共通仕様書の添付資料参照。	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下		コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前1回・コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm (コンクリート舗装の場合) スランプ2.5cm：許容差±1.0cm (道路橋床版の場合) スランプ8cmを標準とする。		・荷卸し時 鉄筋コンクリートについては、1回/日、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。鉄筋コンクリートについては、1日当たりコンクリート種別ごとの使用量によらず、2回/日（午前1回、午後1回）、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はそのスランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)		・荷卸し時または、工事出陣時に運搬車から採取した試料 鉄筋コンクリートについては、1回/日、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。鉄筋コンクリートについては、1日当たりコンクリート種別ごとの使用量によらず、2回/日（午前1回、午後1回）、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場で採取し、1回につき6本（φ7×3本、φ28×3本）とする。（早強セメントを使用する場合には、必要に応じてφ3×3本についても採取する。）	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）		・荷卸し時 鉄筋コンクリートについては、1回/日、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。鉄筋コンクリートについては、1日当たりコンクリート種別ごとの使用量によらず、2回/日（午前1回、午後1回）、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	
			コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	一回（供試体3本の平均値）の試験結果は呼び強度の85%以上、かつ3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上。		コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場で採取し、1回につき原則として3個とする。	
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	設計図書による。 「コンクリート構造物品質確保ガイド」参照		設計図書による。 「コンクリート構造物品質確保ガイド」参照	
			テストハンマーによる強度推定試験	JSCC-G504-2013	設計基準強度		鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については強度が同じブロックを1個の調査単位とし、各単位につき3箇所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	

(削除)

現行								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工後試験	その他						
4 ブレキヤストコンクリート製品（その他）	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/年以上及び産地が変わった場合。		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合には使用できる。	1回/月以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の49%圧縮強度による試験方法」による。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：製作開始前、1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：製作開始前、1回/年以上及び産地が変わった場合。		○
			補注せ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
7 下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	縦装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法(JIS A 1214)  砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による。	1,000㎡につき1回割で行う。ただし、施工面積が1,000㎡以下の場合は1工事当たり1回以上。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10回の測定値が得がたい場合は3回の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	
			ブルーフローリング	縦装調査・試験法便覧[4]-288		鋪設下層路盤仕上げ後、全幅全区域について実施する。	・確認試験である。 ・ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215	設計図書による。	1,000㎡につき2回の割合で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
8 上層路盤	材料	必須	鉄筋スラグの水浸膨張性試験	縦装調査・試験法便覧[4]-80	1.5%以下	工事開始前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄筋スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄筋スラグに適用する。	○
	施工	必須	現場密度の測定	縦装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法(JIS A 1214)  砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	4,000㎡につき1回割で行う。ただし、施工面積が1,000㎡以下の場合は1工事当たり1回以上。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10回の測定値が得がたい場合は3回の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	

新								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工後試験	その他	配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」	
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」	
4 ブレキヤストコンクリート製品（その他）	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合には使用できる。	1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の49%圧縮強度による試験方法」による。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：製作開始前、1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：製作開始前、1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		○
			補注せ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
7 下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	縦装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法(JIS A 1214)  砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による。	1,000㎡につき1孔の割合で行う。ただし、施工面積が1,000㎡以下の場合は1工事当たり3孔以上。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10回の測定値が得がたい場合は3回の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	
			ブルーフローリング	縦装調査・試験法便覧[4]-288		全幅全区域について実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215	設計図書による。	1,000㎡につき2回の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
8 上層路盤	材料	必須	鉄筋スラグの水浸膨張性試験	縦装調査・試験法便覧[4]-80	1.0%以下	工事開始前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄筋スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄筋スラグに適用する。	○
	施工	必須	現場密度の測定	縦装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法(JIS A 1214)  砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	4,000㎡につき1孔の割合で行う。ただし、施工面積が1,000㎡以下の場合は1工事当たり3孔以上。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10回の測定値が得がたい場合は3回の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	

現行									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認	
10	セメント安定処理路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法(JIS A 1214)  砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上。 $X_0$ 90%以上 $X_1$ 95.5%以上 $X_2$ 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による。	1,000㎡につき1回割で行う。ただし、施工面積が1,000㎡以下の場合には1工事当たり1回以上。	・締固め度は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10回の測定値が得られない場合は3回の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	
11	アスファルト舗装	材料	その他	製鋼スラッグの比重及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	工事開始前、材料変更時		○
				粗骨材中の軟石率試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、材料変更時		
		舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 90%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による。	1,000㎡につき1回割で行う。ただし、施工面積が1,000㎡以下の場合には1工事当たり1回以上。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。また、10回の測定値が得られない場合は3回の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・準備舗装はコア採取しない場合(ブランド出費数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理。または転回回数による管理を行う。	
12	転圧コンクリート	材料	その他	粗骨材中の軟石率試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、材料変更時	観察で問題なければ省略できる。	
				骨材中の比重1.5%の液体に浮かせた石の試験	JIS A 5308の附属書C	0.5%以下	工事開始前、材料変更時		
				精混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。		○
	製造(プラント)	その他		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2  連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-1 502-2013	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下 公称容量の1/20の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。 またレディミキストコンクリート工場(県共通仕様書1編3章第3節「工場の選定」に適合する工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上及び12か月。	総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1回以上。またレディミキストコンクリート工場(県共通仕様書1編3章第3節「工場の選定」に適合する工場)の品質証明書等のみとすることができる。		○

新									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認	
10	セメント安定処理路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法(JIS A 1214)  砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上。 $X_0$ 95%以上 $X_1$ 95.5%以上 $X_2$ 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による。	1,000㎡につき1孔の割合で行う。ただし、施工面積が3,000㎡以下の場合(維持工事は除く)は1工事当たり3孔以上。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10孔の測定値が得られない場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	
11	アスファルト舗装	材料	その他	製鋼スラッグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	工事開始前、材料変更時		○
				(削除)					
		舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 90%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による。	1,000㎡につき1孔の割合で行う。ただし、施工面積が3,000㎡以下の場合(維持工事は除く)は1工事当たり3孔以上。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10孔の測定値が得られない場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	
12	転圧コンクリート	材料	その他	(削除)					
				(削除)					
				精混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。		○
	製造(プラント)	その他		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2  連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-1 502-2013	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下 公称容量の1/20の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1回以上。またレディミキストコンクリート工場(県共通仕様書1編3章第3節「工場の選定」に適合する工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1回以上。またレディミキストコンクリート工場(県共通仕様書1編3章第3節「工場の選定」に適合する工場)の品質証明書等のみとすることができる。		○

現行									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認	
13 グラスアスファルト舗装	材料	その他	粗骨材中の軟石試験	JIS A 1126	軟石量：8%以下	工事開始前、材料変更時			
14 路床安定処理工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧(4)-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・確認試験である。 ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
			その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所の割で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路床に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	確認試験である。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧(1)-264 (ベゾグレンツ'-4)	設計図書による。	アムファ-377での不良箇所について実施	確認試験である。		
15 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧(4)-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
			その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき。		
19 吹付工	材料	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
			骨材中の比重1.0以下の液体(浮遊土)の試験	JIS A 1147	細骨材：コンクリートの外観を鑑み、含有率0.5%以下。その他の場合1.0%以下 粗骨材：コンクリートの外観が重要な場合は0.5%以下。その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	スラグ粗骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書B	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性非発現残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○
			回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。		○	
			計量設備の計量精度	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディ-ミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		○	
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下 公称容量の1/20の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。 またレディ-ミキストコンクリート工場(県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場)の品質証明書等のみとすることができる。		○
連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上							

新									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認	
13 グラスアスファルト舗装	材料	その他	(削除)						
14 路床安定処理工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧(4)-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
			その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500mにつき1回の割合で行う。ただし、1,500m未満の工事は1工事当たり3回以上。			
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧(1)-264 (ベゾグレンツ'-4)	設計図書による。	アムファ-377での不良箇所について実施			
15 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧(4)-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
			その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500mにつき1回の割合で行う。ただし、1,500m未満の工事は1工事当たり3回以上。		
19 吹付工	材料	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
			(削除)						
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書B	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性非発現残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○
			回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。		○	
			計量設備の計量精度	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディ-ミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		○	
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下 公称容量の1/20の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月	・小規模工種(山口県施工管理基準(3)の参考)で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。 またレディ-ミキストコンクリート工場(県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場)の品質証明書等のみとすることができる。		○
連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月							

現行								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認
19 吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程JSCE-F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とす。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
			塩化物総量規制	平成元年9月13日付処理第802号「コンクリートの耐久性向上施策について」による。 共通仕様書の添付資料を参照。	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後とに分かれる場合は、事前に1回コンクリート打設前に付、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数(3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。 またレディーミクストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）を監督員と協議の上また、特記仕様書の規定により行う。	
			スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	φ7φ 8cm以上8cm未満：許容差±1.5cm φ7φ 8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
20 現場吹付法棒工	材料	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			骨材中の比重1.45の液体に浮く砂の試験	JIS A 5308の附属書	細骨材：コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 其他の場合1.0%以下 粗骨材：コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 其他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	スラグ骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5065	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場 合； JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝縮時間の差：始発は130分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合； JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝縮時間の差：始発は130分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならぬ。 スラッジ水の濃度は1回/日	○		
			連続ミキサの場合； 土木学会規程 JSCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。 またレディーミクストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○	

新										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認		
19 吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程JSCE-F561-2023	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事を使用すると同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とす。	・小規模工種（山形県施工管理基準5〔3〕ウ参照）で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。また、小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、60m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。			
			塩化物総量規制	平成元年9月13日付処理第802号「コンクリートの耐久性向上施策について」による。 共通仕様書の添付資料を参照。	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後とに分かれる場合は、事前に1回コンクリート打設前に付、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数(3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種（山形県施工管理基準5〔3〕ウ参照）で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。また、小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、60m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）を監督員と協議の上また、特記仕様書の規定により行う。			
			スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	φ7φ 8cm以上8cm未満：許容差±1.5cm φ7φ 8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種（山形県施工管理基準5〔3〕ウ参照）で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。また、小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、60m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。			
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種（山形県施工管理基準5〔3〕ウ参照）で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。また、小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、60m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。			
20 現場吹付法棒工	材料	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○		
			(削除)							
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5065	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場 合； JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝縮時間の差：始発は130分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		
			回収水の場合； JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝縮時間の差：始発は130分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならぬ。 スラッジ水の濃度は1回/日	○				
			連続ミキサの場合； 土木学会規程 JSCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種（山形県施工管理基準5〔3〕ウ参照）で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○			

現行								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認
20	現場吹付法 土工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程JSCF-F561-2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（φ7…3本、φ28…3本、φ）とする。	・参考値：18N/cm <sup>2</sup> 以上（材令28日） ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。 またレディミキストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
		その他	塩化物総量規制	平成元年9月13日付け監理第802号「コンクリートの耐久性向上施策について」による。 共通仕様書の添付資料を参照。	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。 またレディミキストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCF-G502.503）または設計図書の規定により行う。	
			スラブ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スラブ 5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スラブ 8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディミキストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディミキストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
21	河川土工	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。	
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273	設計図書による。	トラフィックバリエティが悪いとき。	確認試験である。	
22	海岸土工	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。	
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273	設計図書による。	トラフィックバリエティが悪いとき。	確認試験である。	
23	砂防土工	材料	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。	監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	路体の場合、1,000m <sup>2</sup> につき1回の割合で行う。但し、3,000m <sup>2</sup> 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m <sup>2</sup> につき1回の割合で行う。但し、1,500m <sup>2</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
			または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。または、1日の施工が複数層に及ぶ場合は、1管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変化する場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			

測定回数	5	10	15
測定面積	500	1000	1500

新								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認
20	現場吹付法 土工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程JSCF-F561-2023	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（φ7…3本、φ28…3本、φ）とする。	・参考値：18N/cm <sup>2</sup> 以上（材令28日） ・小規模工種（山口県施工管理基準5[3]ウ参照）で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。 またレディミキストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。また、小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。	
		その他	塩化物総量規制	平成元年9月13日付け監理第802号「コンクリートの耐久性向上施策について」による。 共通仕様書の添付資料を参照。	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種（山口県施工管理基準5[3]ウ参照）で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディミキストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。また、小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCF-G502.503,503-2023）または設計図書の規定により行う。	
			スラブ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スラブ 5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スラブ 8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種（山口県施工管理基準5[3]ウ参照）で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディミキストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。また、小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種（山口県施工管理基準5[3]ウ参照）で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディミキストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。また、小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。	
21	河川土工	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273	設計図書による。	トラフィックバリエティが悪いとき。		
22	海岸土工	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273	設計図書による。	トラフィックバリエティが悪いとき。		
23	砂防土工	材料	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	1,000m <sup>2</sup> につき1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
			または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。または、1日の施工が複数層に及ぶ場合は、1管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変化する場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			

測定回数	5	10	15
測定面積	500	1000	1500

現行								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認
24 道路土工	材料	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・路床:当初及び土質の変化した時。 ・路床:含水比の変化が認められた時。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	【砂質土】・路床:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】・路床:自然含水比またはトラフイカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または飽和度 $U$ が $85\% \leq U \leq 95\%$ 。 ・路床及び構造物取付け部:トラフイカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 8\%$ ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。その他、設計図書による。	路床の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。但し、3,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500㎡につき1回の割合で行う。但し、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			または、 R1計測を用いた盛土の締固め管理要領(案)による。		【砂質土】・路床:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の92%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】・路床、路床及び構造物取付け部:自然含水比またはトラフイカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路床、路床とも1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による。			1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
	施工	必須	ブルーローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同程度の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1箇所/割で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割合で行う。	・確認試験である。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後又は、含水比の変化が認められたとき。	・確認試験である。	
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273	設計図書による。	必要に応じて実施。(例)トラフイカビリティが悪いとき。	・確認試験である。	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-284 (ベンゲルゲージ)		アールカーブでの不良箇所について実施。	・確認試験である。	

新								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認
24 道路土工	材料	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	【砂質土】・路床:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】・路床:自然含水比またはトラフイカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または飽和度 $U$ が $85\% \leq U \leq 95\%$ 。 ・路床及び構造物取付け部:トラフイカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 8\%$ ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。その他、設計図書による。	路床の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。但し、3,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500㎡につき1回の割合で行う。但し、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
			または、 R1計測を用いた盛土の締固め管理要領(案)による。		【砂質土】・路床:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の92%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】・路床、路床及び構造物取付け部:自然含水比またはトラフイカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路床、路床とも1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による。			1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
	施工	必須	ブルーローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同程度の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1箇所/割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割合で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273	設計図書による。	必要に応じて実施。(例)トラフイカビリティが悪いとき。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-284 (ベンゲルゲージ)		アールカーブでの不良箇所について実施。		

現行									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認	
26 コンクリートダム	材料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	飽密度：2.5以上 吸水率：2013年制定コンクリート標準示方書ダム編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材・第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材・第2部:フェロニッケル骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材・第3部:鋼屑骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材・第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材・第5部:石灰ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コック用再生骨材H)	○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
			粗骨材中の軟石率試験	JIS A 1125	軟石率：5%以下	工事開始前、材料変更時			
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			骨材中の比重1.0以下の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の附属書	細骨材：0.5%以下 粗骨材：1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。		
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性懸濁残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○						
製造（プラント）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。				
			連続ミキサの場合： 土木学会規程 JSCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。				

新										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認		
26 コンクリートダム	材料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	飽密度：2.5以上 吸水率：2023年制定コンクリート標準示方書ダム編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材・第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材・第2部:フェロニッケル骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材・第3部:鋼屑骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材・第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材・第5部:石灰ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コック用再生骨材H)	○		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○		
			(削除)							
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/12か月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/12か月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		
粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/12か月以上及び産地が変わった場合。		○					
(削除)										
練混ぜ水の水質試験	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性懸濁残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/12か月以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○			
			回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○				
製造（プラント）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下	工事開始前及び工事中1回/12か月。					
			連続ミキサの場合： 土木学会規程 JSCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/12か月。					

現行								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要	○：試験成績表等による確認
26	コンクリートダム	施工	塩化物総量規制	平成元年9月13日付け監理第802号「コンクリートの耐久性向上施策について」による共通仕様書の添付資料を参照。	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。 またレディーミクストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCC-C502-2018,503-2018）または設計図書の規定により行う。	
			スラング試験	JIS A 1101	X7/7 5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm X7/7 8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m2ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m2ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m3未満の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m3以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m3以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び統勢などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割で行う。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
27	護工コンクリート（NATM）	材料	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合には使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			骨材中の比重1.0以下の液体に浮く砂の試験	JIS A 5308/附属書C	細骨材：コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下 粗骨材：コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材とは適用しない。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合：JIS A 5308附属書C		塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○

新									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要	○：試験成績表等による確認	
26	コンクリートダム	施工	塩化物総量規制	平成元年9月13日付け監理第802号「コンクリートの耐久性向上施策について」による共通仕様書の添付資料を参照。	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種（山口県施工管理基準5〔3〕を参照）で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。 またレディーミクストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。また、小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3以上の場合、50m2ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCC-C502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。		
			スラング試験	JIS A 1101	X7/7 5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm X7/7 8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m2ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種（山口県施工管理基準5〔3〕を参照）で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。また、小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3以上の場合、50m2ごとに1回の試験を行う。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m2ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m3未満の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m3以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m3以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び統勢などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割で行う。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。		
27	護工コンクリート（NATM）	材料	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合には使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
			(削除)						
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
			回収水の場合：JIS A 5308附属書C		塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○	

現行								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認
27 覆工コンクリート (NATM)	製造（フアラント）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下 公称容量の1/20の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。 またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○
			連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。 またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○	
			スランプ試験	JIS A 1101	スラブ 8cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スラブ 8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。 またレディーミキストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6本（σ700・3本、σ2800・3本）とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。 またレディーミキストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○
塩化物総量規制	平成元年9月13日付け監理第802号「コンクリートの耐久性向上施策について」による。共通仕様書の添付資料を参照。	原則0.3kg/m <sup>2</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。 またレディーミキストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018、503-2021）または設計図書の規定により行う。	○			
空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。 またレディーミキストコンクリート工場（県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○			
28 吹付コンクリート (NATM)	材料	その他	骨材中の比重1.05の液体に浮く試験	JIS A 5308の附属書C 細骨材：コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下 粗骨材：コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	スラグ細骨材、高伊スラグ粗骨材には適用しない。	○	
			練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性懸濁残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○	

新								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認
27 覆工コンクリート (NATM)	製造（フアラント）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下 公称容量の1/20の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	○	
			連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	○		
			スランプ試験	JIS A 1101	スラブ 8cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スラブ 8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	○	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工事出荷時に試験場から採取した試料 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6本（σ700・3本、σ2800・3本）とする。	○	
塩化物総量規制	平成元年9月13日付け監理第802号「コンクリートの耐久性向上施策について」による。共通仕様書の添付資料を参照。	原則0.3kg/m <sup>2</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018、503-2021）または設計図書の規定により行う。	○			
空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	○				
28 吹付コンクリート (NATM)	材料	その他	(削除)					
			練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性懸濁残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○				

現行								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要	○：試験成績表等による確認
28 吹付コンクリート (NATM)	製造 (フランク)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率：15%以下 公称容量の1/20の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。 またレディミキストコンクリート工場 (県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場) の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規程 JSCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
	施工	必須	塩化物総量規制	平成元年9月13日付付録第8の2号「コンクリートの耐久性向上施策について」による。共通仕様書の添付資料を参照。	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。 またレディミキストコンクリート工場 (県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-G502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	
				スランプ試験	JIS A 1101	57φ 5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm 57φ 8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。 またレディミキストコンクリート工場 (県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場) の品質証明書等のみとすることができる。
	その他		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)			
30 路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧(4)-256 砂置換法(JIS A 1214)	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	1,000m <sup>2</sup> に1回	・締め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が均等でない場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	
				砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。				
31 路上表層再生工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧(3)-218	最大乾燥密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・1,000m <sup>2</sup> につき1回割で行う。ただし、施工面積が1,000m <sup>2</sup> 以下の場合には1工事当たり1回以上。	空障率による管理でもよい。 ・締め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が均等でない場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	
32 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	粗骨材中の軟石試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、材料受取時		
				舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧(3)-224	基準密度の94%以上。 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による

新								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要	○：試験成績表等による確認
28 吹付コンクリート (NATM)	製造 (フランク)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率：15%以下 公称容量の1/20の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規程 JSCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○
	施工	必須	塩化物総量規制	平成元年9月13日付付録第8の2号「コンクリートの耐久性向上施策について」による。共通仕様書の添付資料を参照。	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-G502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	
				スランプ試験	JIS A 1101	57φ 5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm 57φ 8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。 またレディミキストコンクリート工場 (県共通仕様書1編3章3節「工場の選定」に適合する工場) の品質証明書等のみとすることができる。
	その他		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)			
30 路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧(4)-256 砂置換法(JIS A 1214)	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	1,000m <sup>2</sup> につき1孔の割合で行う。ただし、施工面積が5,000m <sup>2</sup> 以下の場合は1工事当たり3孔以上。	・締め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が均等でない場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	
				砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。				
31 路上表層再生工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧(3)-218	最大乾燥密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	1,000m <sup>2</sup> につき1孔の割合で行う。ただし、施工面積が5,000m <sup>2</sup> 以下の場合は1工事当たり3孔以上。	空障率による管理でもよい。 ・締め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が均等でない場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	
32 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	粗骨材中の軟石試験					
				舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧(3)-224	基準密度の94%以上。 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による

(削除)

現行										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認		
33 プラント再生舗装工	フランド その他	水浸マーシャル安定度試験	舗装調査・試験法便覧[3]-65	設計図書による。	設計図書による。	耐水性の確認		○		
									舗設現場	現場密度の測定
35 溶接工	施工	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されずす法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z3104附録書4(透過写真によるきずの後の分類方法)に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z3104附録書4(透過写真によるきずの後の分類方法)に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。超音波探傷試験(手探傷)の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3以上の資格とする。		○		
									必須	
36 工場製作工(鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観検査(付属部材)	目視及び計測	JISによる。	JISによる。				
			機械試験(JISマーク表示品以外かつミルシヤト照合不可な主部材)	JISによる。	JISによる。	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。				
37 鋼矢板・鋼管矢板	材料	必須	化学成分、機械的性質	JIS A 5528 鋼矢板 JIS A 5530 鋼管矢板	J I Sに適合していること	搬入時、ロット毎		○		
			施工	必須	外観検査	目視観察	JIS A 5528 JIS A 5530 有害な傷、変形等がないこと	搬入時、全数		
				必須	形状寸法	JIS A 5528 JIS A 5530	J I S及び設計図書の形状に適合し	搬入時		○
39 タイ材(タイロッド・タイワイヤー)	材料	必須	本体及び付属品の化学成分、機械的性質	JIS G 3101	(一般構造用圧延鋼材の場合) JISに適合していること (高張力鋼材の場合) 機械的性質は共通仕様書表9-1、化学成分は設計図書及び承諾した規格値に適合していること	ロット毎	タイロッドに適用		○	
			外観検査	目視観察	有害な傷、変形等がないこと	搬入時、全数				
			形状寸法		承諾値	搬入時			○	
			組立引張試験	設計図書による	設計図書による	設計図書による			○	
			本体、付属品の化学成分、機械的性質	JIS G 3502 JIS G 3536 JIS G 3506 JIS G 3521	JISに適合していること	ロット毎	タイワイヤーに適用			○
			被覆材	JIS K 6922	設計図書の規格に適合していること	ロット毎			○	
			外観検査	目視観察	有害な傷、変形等がないこと	搬入前、全数				
			形状寸法		承諾値	搬入時、全数			○	
			組立品引張試験	設計図書による	設計図書に適合していること	設計図書による			○	
									○	

新										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	○：試験成績表等による確認		
33 プラント再生舗装工	フランド その他	水浸ホイールロック安定度試験	舗装調査・試験法便覧[3]-65	設計図書による。	設計図書による。	耐水性の確認		○		
									舗設現場	現場密度の測定
35 溶接工	施工	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されずす法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z3104附録書4(透過写真によるきずの後の分類方法)に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z3104附録書4(透過写真によるきずの後の分類方法)に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。超音波探傷試験(手探傷)の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3以上の資格とする。		○		
									必須	
36 工場製作工(鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観検査(付属部材)	目視及び計測	JISによる。	JISによる。				
			機械試験(JISマーク表示品以外かつミルシヤト照合不可な主部材)	JISによる。	JISによる。	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。				
37 鋼矢板・鋼管矢板	材料	必須	化学成分、機械的性質	JIS A 5523 鋼矢板 JIS A 5528 鋼管矢板	J I Sに適合していること	搬入時、ロット毎		○		
			施工	必須	外観検査	目視観察	JIS A 5523 JIS A 5528 JIS A 5530 有害な傷、変形等がないこと	搬入時、全数		
				必須	形状寸法	JIS A 5523 JIS A 5528 鋼矢板 JIS A 5530 鋼管矢板	J I S及び設計図書の形状に適合し	搬入時		○
39 タイ材(タイロッド・タイワイヤー)	材料	必須	本体及び付属品の化学成分、機械的性質	JIS G 3101	(一般構造用圧延鋼材の場合) JISに適合していること (高張力鋼材の場合) 機械的性質は山形鋼土木工事共通仕様書表(港湾編)第1編2-6-5に、化学成分は設計図書及び承諾した規格値に適合していること。	ロット毎	タイロッドに適用		○	
			外観検査	目視観察	有害な傷、変形等がないこと	搬入時、全数				
			形状寸法	設計図書による	承諾値	搬入時			○	
			組立引張試験	設計図書による	設計図書による	設計図書による			○	
			本体、付属品の化学成分、機械的性質	JIS G 3502 JIS G 3536 JIS G 3506 JIS G 3521	JISに適合していること	ロット毎	タイワイヤーに適用			○
			被覆材	JIS K 6922	設計図書の規格に適合していること	ロット毎			○	
			外観検査	目視観察	有害な傷、変形等がないこと	搬入前、全数				
			形状寸法	設計図書による	承諾値	搬入時、全数			○	
			組立品引張試験	設計図書による	設計図書に適合していること	設計図書による			○	
									○	

## 4. 写真管理基準 新旧対照表

## 写真管理基準 新旧対照表

現行	新
<p style="margin: 0;"><b>写真管理基準</b></p> <p style="margin: 0;"><b>(適用範囲)</b></p> <p style="margin: 0;">1. この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真（電子媒体によるものを含む）の撮影に適用する。</p> <p style="margin: 0;"><b>(工事写真の提出部数及び形式)</b></p> <p style="margin: 0;">6. 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。</p> <p style="margin: 0;">(1) 工事写真として、紙媒体では工事完成時に1部提出する（電子媒体では、2部）。</p> <p style="margin: 0;">(2) 監督職員の指示があった場合は、その指示による。</p>	<p style="margin: 0;"><b>写真管理基準</b></p> <p style="margin: 0;"><b>(適用範囲)</b></p> <p style="margin: 0;">1. この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。 また、写真を映像と読み替えることも可とする。</p> <p style="margin: 0;"><b>(工事写真の提出部数及び形式)</b></p> <p style="margin: 0;">6. 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。</p> <p style="margin: 0;">(1) オンライン電子納品を活用した場合、電子媒体の提出は不要とする。 オンライン電子納品を活用しない場合、原則電子媒体（CD-R又はDVD-R）で1部提出するものとする。 ただし、電子納品に馴染まない工事、またはやむを得ない事情がある場合については、紙媒体を1部提出するものとする。</p> <p style="margin: 0;">(2) 監督職員の指示があった場合は、その指示による。</p>

出来形管理写真 撮影箇所一覧表（新旧対照表）

現行				
撮影箇所一覧表				
区分	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回〔月末〕	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕  高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるよう適宜〔施工中〕	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
使用材料	使用材料	形状寸法	各品目毎に1回〔使用前〕	品質証明に添付
		検査実施状況	各品目毎に1回〔検査時〕	

新				
撮影箇所一覧表				
区分	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回〔月末〕	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕  創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるよう適宜〔施工中〕	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
使用材料	使用材料	形状寸法、使用数量、保管状況	各品目毎に1回〔使用前〕	品質証明に添付
		検査実施状況	各品目毎に1回〔検査時〕	

出来形管理写真 撮影箇所一覧表（新旧対照表）

現行								
【第1編 共通編】								
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘 要	
						撮影項目		撮影頻度 [時期]
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2		掘削工	土質等の判別 地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>出来映えの撮影</li> <li>TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影</li> </ul>	
					法長 ※右のいずれかで撮影する。	40m又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕		
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕		
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）における」空中写真測量（UAV）および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。		
						巻出し厚		100mに1回 〔巻出し時〕
						「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」における「締め層厚分布図」を提出する場合は写真不要		
	3		盛土工	締めめ状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締めめ時〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>出来映えの撮影</li> <li>TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影</li> </ul>		
		法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は1工事に1回〔掘削後〕				
			「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）における」空中写真測量（UAV）および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。					
		厚さ	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕					
		5	法面整形工（盛土部）	仕上げ状況 厚さ	40m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕			
		6	堤防天端工	厚さ 幅	100mに1回 〔施工後〕			

新								
【第1編 共通編】								
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘 要	
						撮影項目		撮影頻度 [時期]
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2		掘削工	土質等の判別 地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>出来映えの撮影</li> <li>TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影</li> </ul>	
					法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕		
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕		
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）における」空中写真測量（UAV）および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。		
						巻出し厚		200mに1回 〔巻出し時〕
						「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」における「締め層厚分布図」を提出する場合は写真不要		
	3		盛土工	締めめ状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締めめ時〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>出来映えの撮影</li> <li>TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影</li> </ul>		
		法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は1工事に1回〔掘削後〕				
			「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）における」空中写真測量（UAV）および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。					
		厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕					
		5	法面整形工（盛土部）	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕			
		6	堤防天端工	厚さ 幅	200mに1回 〔施工後〕			

現行								
【第1編 共通編】								
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘 要	
						撮影項目		撮影頻度 [時期]
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来映えの撮影</li> <li>・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影</li> </ul>
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	40m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は1工事に1回〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）における」空中写真測量（UAV）および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	
		3 4	路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	100mに1回 〔巻出し時〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来映えの撮影</li> <li>・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影</li> </ul>		
				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」を提出する場合は写真不要				
		縮固め状況		転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔縮固め時〕				
				法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕			
		3 4	路体盛土工 路床盛土工	法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は1工事に1回〔掘削後〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来映えの撮影</li> <li>・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影</li> </ul>		
					「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）における」空中写真測量（UAV）および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。			
		5	法面整形工（盛土部）	仕上げ状況 厚さ	40m又は1施工箇所 に1回 〔仕上げ時〕			

新								
【第1編 共通編】								
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘 要	
						撮影項目		撮影頻度 [時期]
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来映えの撮影</li> <li>・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影</li> </ul>
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は1工事に1回〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）における」空中写真測量（UAV）および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	
		3 4	路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来映えの撮影</li> <li>・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影</li> </ul>		
				「TS・GNSSを用いた盛土の縮固め管理要領」における「縮固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要				
		縮固め状況		転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔縮固め時〕				
				法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕			
		3 4	路体盛土工 路床盛土工	法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は1工事に1回〔掘削後〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来映えの撮影</li> <li>・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影</li> </ul>		
					「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）における」空中写真測量（UAV）および地上写真測量に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。			
		5	法面整形工（盛土部）	仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔仕上げ時〕			

現行												
【第3編 土木工事共通編】												
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘 要					
						撮影項目		撮影頻度 [時期]				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的 工 種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	20m又は1施工箇所 に1回 〔打込前後〕					
						変位	20m又は1施工箇所 に1回 〔打込後〕					
						数量	全数量 〔打込後〕					
				18			沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	20m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕			
				19			捨石工	幅	20m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕			
			1	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	胴込裏込厚	20m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕				
		法長					20m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕					
			2	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	高さ 法長	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕				
			1	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 厚さ	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕				
		2					27	2		羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕
			28	1	28	プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	20m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕				
		※幅 ※高さ					20m又は1施工箇所 に1回 (※印は場所打ちのある 場合) 〔埋戻し前〕					
		29					1	29		1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況
				2	29	2	場所打水路工	厚さ 幅 高さ	20m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕			
				3	29	3	暗渠工	幅 深さ	20m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕			
			4 基礎 工	1	1	一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 厚さ	20m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕				
		3					1	3		1	基礎工護岸 (現場打)	幅 高さ
	3	2					3	2		基礎工護岸 (プレキャスト)	据付状況	20m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕

新												
【第3編 土木工事共通編】												
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘 要					
						撮影項目		撮影頻度 [時期]				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的 工 種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	40m又は1施工箇所 に1回 〔打込前後〕					
						変位	40m又は1施工箇所 に1回 〔打込後〕					
						数量	全数量 〔打込後〕					
				18			沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕			
				19			捨石工	幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕			
			1	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	胴込裏込厚	120m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕				
		法長					200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕					
			2	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	高さ 法長	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕				
			1	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 厚さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕				
		2					27	2		羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕
			28	1	28	プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕				
		※幅 ※高さ					200m又は1施工箇所 に1回 (※印は場所打ちのある 場合) 〔埋戻し前〕					
		29					1	29		1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況
				2	29	2	側溝工 (場所打水路工)	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕			
				3	29	3	側溝工 (暗渠工)	幅 深さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕			
			4 基礎 工	1	1	一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 厚さ	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕				
		3					1	3		1	基礎工護岸 (現場打)	幅 高さ
	3	2					3	2		基礎工護岸 (プレキャスト)	据付状況	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕

現行								
【第3編 土木工事共通編】								
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘 要	
						撮影項目		撮影頻度 [時期]
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 ( 張 ) 工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	厚さ (裏込) 20m又は1施工箇所1回 〔施工中〕		
					法長 厚さ (ブロック積張)	20m又は1施工箇所1回 〔施工後〕		
			3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	法長	20m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 根入部についても20mに1回	
					3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	
			4	4	緑化ブロック工	厚さ (裏込)	20m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	
	法長 厚さ (ブロック)	20m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 根入部についても20mに1回						
	5	5	石積 (張) 工	厚さ (裏込)	20m又は1施工箇所1回 〔施工中〕			
				法長 厚さ (石積・張)	20m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 根入部についても20mに1回			
	6 一 般 舗 装 工	7	1	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
厚さ						各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
幅						各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
7	2	2	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕		
					整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
					厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
					幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		

新								
【第3編 土木工事共通編】								
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘 要	
						撮影項目		撮影頻度 [時期]
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 ( 張 ) 工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	厚さ (裏込) 120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕		
					法長 厚さ (ブロック積張)	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕		
			3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	法長	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 根入部は40mに1回	
					3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	
			4	4	緑化ブロック工	厚さ (裏込)	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	
	法長 厚さ (ブロック)	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 根入部は40mに1回						
	5	5	石積 (張) 工	厚さ (裏込)	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕			
				法長 厚さ (石積・張)	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 根入部は40mに1回			
	6 一 般 舗 装 工	7	1	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
厚さ						各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
幅						各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
7	2	2	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		

現行									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	3	アスファルト舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	各層毎100mに1回 〔修正後〕	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕
						転圧状況			
						厚さ	1,000m2に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
						整正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
	7	4	アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	各層毎100mに1回 〔修正後〕	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
				転圧状況					
				厚さ	1,000m2に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要				
				幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
				整正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕				
				幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
7	5	アスファルト舗装工（基層工）	整正状況	100mに1回 〔修正後〕	各層毎100mに1回 〔修正後〕	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
			タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
			幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕					
			整正状況	100mに1回 〔修正後〕					
			タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
			平坦性	車線毎に1回 〔実施中〕					
7	6	アスファルト舗装工（表層工）	整正状況	100mに1回 〔修正後〕	各層毎100mに1回 〔修正後〕	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
			タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
			幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕					
			整正状況	100mに1回 〔修正後〕					
			タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
			平坦性	車線毎に1回 〔実施中〕					

新									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	3	アスファルト舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	各層毎400mに1回 〔修正後〕	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕
						転圧状況			
						厚さ	1,000m2に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
						整正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
	7	4	アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	各層毎400mに1回 〔修正後〕	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
				転圧状況					
				厚さ	1,000m2に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要				
				幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
				整正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕				
				幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
7	5	アスファルト舗装工（基層工）	整正状況	400mに1回 〔修正後〕	各層毎100mに1回 〔修正後〕	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
			タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
			幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕					
			整正状況	400mに1回 〔修正後〕					
			タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
			平坦性	1工事に1回 〔実施中〕					
7	6	アスファルト舗装工（表層工）	整正状況	400mに1回 〔修正後〕	各層毎100mに1回 〔修正後〕	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
			タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
			幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕					
			整正状況	400mに1回 〔修正後〕					
			タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
			平坦性	1工事に1回 〔実施中〕					

現行													
【第3編 土木工事共通編】													
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要					
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕						
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	1	半たわみ性舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕						
						校正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕						
						厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕						
								幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
						8	2	半たわみ性舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕			
								校正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕				
								厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
												幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕
						8	3	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕			
					校正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕							
					厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕							
									幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

新													
【第3編 土木工事共通編】													
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要					
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕						
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	1	半たわみ性舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕						
						校正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕						
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕						
								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
						8	2	半たわみ性舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			
								校正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕				
								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
												幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕
						8	3	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			
					校正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕							
					厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕							
									幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

現行								
【第3編 土木工事共通編】								
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘 要	
						撮影項目		撮影頻度 [時期]
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	4	半たわみ性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	
						修正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」 による場合は各層毎1工事に1 回 〔修正後〕	
			8	5	半たわみ性舗装工（基層工）	修正状況	100mに1回 〔修正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
			8	6	半たわみ性舗装工（表層工）	修正状況	100mに1回 〔修正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						浸透性ミルク注 入状況	100mに1回 〔注入時〕	
						平坦性	車線毎に1回 〔実施中〕	
			9	1	排水性舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	
						修正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」 により「厚さあるいは標高較 差」を管理する場合は各層毎1 工事に1回 〔修正後〕	
9	2	排水性舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕				
			修正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕				
			厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」 により「厚さあるいは標高較 差」を管理する場合は各層毎1 工事に1回 〔修正後〕				
			幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」 による場合は各層毎1工事に1 回 〔修正後〕				

新								
【第3編 土木工事共通編】								
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘 要	
						撮影項目		撮影頻度 [時期]
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	4	半たわみ性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」 による場合は各層毎1工事に1 回 〔修正後〕	
			8	5	半たわみ性舗装工（基層工）	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
			8	6	半たわみ性舗装工（表層工）	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						浸透性ミルク注 入状況	400mに1回 〔注入時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
			9	1	排水性舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」 により「厚さあるいは標高較 差」を管理する場合は各層毎1 工事に1回 〔修正後〕	
9	2	排水性舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕				
			修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕				
			厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」 により「厚さあるいは標高較 差」を管理する場合は各層毎1 工事に1回 〔修正後〕				
			幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」 による場合は各層毎1工事に1 回 〔修正後〕				

現行										
【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要		
						撮影項目	撮影頻度 [時期]			
3	2	6	9	3	排水性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕			
						転圧状況				
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕			
						厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
							幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
							敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕		
							転圧状況			
							整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
								幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
								整正状況	100mに1回 〔整正後〕	
			タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕						
			整正状況	100mに1回 〔整正後〕						
			タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕						
			平坦性	車線毎に1回 〔実施中〕						
			10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕			
					転圧状況					
					整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕				
					厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕				
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			

新										
【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要		
						撮影項目	撮影頻度 [時期]			
3	2	6	9	3	排水性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕			
						転圧状況				
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
							幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
							敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
							転圧状況			
							整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
								整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
			タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕						
			整正状況	400mに1回 〔整正後〕						
			タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕						
			平坦性	1工事に1回 〔実施中〕						
			10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕			
					転圧状況					
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕				
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕				
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			

現行									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	10	2	透水性舗装工 表層工	修正状況	100mに1回 〔修正後〕		
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
				11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	
							修正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕	
							幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」 による場合は各層毎1工事に1 回 〔修正後〕	
				11	2	グースアスファルト舗装工(基層工)	修正状況	100mに1回 〔修正後〕	
							タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
				11	3	グースアスファルト舗装工(表層工)	修正状況	100mに1回 〔修正後〕	
							タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
							平坦性	車線毎に1回 〔実施中〕	
				12	1	コンクリート舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	
修正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕								
厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」 により「厚さあるいは標高較 差」を管理する場合は各層毎1 工事に1回 〔修正後〕								
幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」 による場合は各層毎1工事に1 回 〔修正後〕								

新									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	10	2	透水性舗装工 表層工	修正状況	400mに1回 〔修正後〕		
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
				11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
							修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」 による場合は各層毎1工事に1 回 〔修正後〕	
				11	2	グースアスファルト舗装工(基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	
							タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
				11	3	グースアスファルト舗装工(表層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	
							タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
							平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
				12	1	コンクリート舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								
厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」 により「厚さあるいは標高較 差」を管理する場合は各層毎1 工事に1回 〔修正後〕								
幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」 による場合は各層毎1工事に1 回 〔修正後〕								

現行									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	2	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕		
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
				12	3	コンクリート舗装工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	
					整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕			
					厚さ	1,000m <sup>2</sup> に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
							幅	各層毎20mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
				12	4	コンクリート舗装工（アスファルト中間層）	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	
					タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
					幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			

新									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	2	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
				12	3	コンクリート舗装工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
					厚さ	1,000m <sup>2</sup> に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
							幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
				12	4	コンクリート舗装工（アスファルト中間層）	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
					タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			

現行											
【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要			
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	5	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕				
						スリッパ、 タイバー寸法、 位置	40mに1回 〔据付後〕				
						鉄網寸法 位置	40mに1回 〔据付後〕				
						平坦性	車線毎に1回〔実施中〕				
						厚さ	各層毎40mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
					目地段差	1工事に1回					
					12	6			コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕
										整正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕
										厚さ	各層毎40mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕
幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕										
12	7			コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕					
					整正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕					
		厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								
幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕										

新											
【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要			
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	5	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕				
						スリッパ、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕				
						鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕				
						平坦性	1工事に1回〔実施中〕				
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
					目地段差	1工事に1回					
					12	6			コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕
										整正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕
										厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕
幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕										
12	7			コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕					
					整正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕					
		厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								
幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕										

現行									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕		
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕		
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	1,000m <sup>2</sup> に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
					幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
			12	9	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	整正状況	100mに1回 〔整正後〕		
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
			12	10	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕		
						厚さ	各層毎100mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
						平坦性	車線毎に1回 〔実施中〕		

新									
【第3編 土木工事共通編】									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕		
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	1,000m <sup>2</sup> に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
			12	9	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 〔整正後〕		
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
			12	10	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 〔施工中〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		

現行												
【第3編 土木工事共通編】												
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要				
						撮影項目	撮影頻度 [時期]					
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
						鉄筋寸法、位置	40mに1回 〔据付後〕					
						横膨張目地部ダウエルバー寸法、位置	1 施工箇所に1回 〔据付後〕					
						縦そり突合せ目地部・縦そりダミー目地部タイバー寸法、位置	40mに1回 〔据付後〕					
						平坦性	1 工事に1回 〔実施中〕					
						厚さ	各層毎100mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工の場合は打設前後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕					
						目地段差	1工事に1回					
					13	1		1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	
										修正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕	
										厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕	
										幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
										厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕	
13	2		2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕						
					修正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕						
					厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕						
					幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕						

新												
【第3編 土木工事共通編】												
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要				
						撮影項目	撮影頻度 [時期]					
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
						鉄筋寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕					
						横膨張目地部ダウエルバー寸法、位置	1 施工箇所に1回 〔据付後〕					
						縦そり突合せ目地部・縦そりダミー目地部タイバー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕					
						平坦性	1 工事に1回 〔実施中〕					
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工の場合は打設前後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕					
						目地段差	1工事に1回					
					13	1		1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
										修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
										厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕	
										幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
										厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕	
13	2		2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕						
					修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕						
					厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕						
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕						

現行											
【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘 要				
						撮影項目		撮影頻度 [時期]			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	13	3	薄層カラー舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	
								整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
								厚さ	1,000m <sup>2</sup> に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要		
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」 による場合は各層毎1工事に1 回 〔整正後〕				
						13	4	薄層カラー舗装工（加熱アスファルト安定処 理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕	
									整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕	
		幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」 による場合は各層毎1工事に1 回 〔整正後〕								
		13	5	薄層カラー舗装工（基層工）	整正状況	100mに1回 〔整正後〕					
					タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
					厚さ	1,000m <sup>2</sup> に1回 〔整正後〕					
		14	1	ブロック舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕					
					整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕					
厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕										
幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」 による場合は各層毎1工事に1 回 〔整正後〕										

新											
【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘 要				
						撮影項目		撮影頻度 [時期]			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	6	一 般 舗 装 工	13	3	薄層カラー舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
								厚さ	1,000m <sup>2</sup> に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」 による場合は各層毎1工事に1 回 〔整正後〕				
						13	4	薄層カラー舗装工（加熱アスファルト安定処 理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
									整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
		幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」 による場合は各層毎1工事に1 回 〔整正後〕								
		13	5	薄層カラー舗装工（基層工）	整正状況	400mに1回 〔整正後〕					
					タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
					厚さ	1,000m <sup>2</sup> に1回 〔整正後〕					
		14	1	ブロック舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕					
					整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕					
厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕										
幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」 による場合は各層毎1工事に1 回 〔整正後〕										

現行										
【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要		
						撮影項目	撮影頻度 [時期]			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	2	ブロック舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕			
						転圧状況				
						修正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕			
					幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」 による場合は各層毎1工事に1 回 〔修正後〕				
					14	3	ブロック舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	
								転圧状況		
								修正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要			
					幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」 による場合は各層毎1工事に1 回 〔修正後〕				
		14	4	ブロック舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕				
					転圧状況					
					修正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕				
					幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」 による場合は各層毎1工事に1 回 〔修正後〕				
		14	5	ブロック舗装工（基層工）	修正状況	100mに1回 〔修正後〕				
					タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕				
		17		オーバーレイ工	平坦性	車線毎に1回 〔施工後〕				
					タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕				
					修正状況	100mに1回 〔施工後〕				
	7 地盤 改良 工		2	路床安定処理工	施工厚さ	20mに1回〔施工後〕				
				3	置換工	置換厚さ		20m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		
				5	バイルネット工	厚さ		20m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		
				6	サンドマット工	施工厚さ		20m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		

新										
【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要		
						撮影項目	撮影頻度 [時期]			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	2	ブロック舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕			
						転圧状況				
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」 による場合は各層毎1工事に1 回 〔修正後〕				
					14	3	ブロック舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
								転圧状況		
								修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」 による場合は各層毎1工事に1 回 〔修正後〕				
		14	4	ブロック舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕				
					転圧状況					
					修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕				
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」 による場合は各層毎1工事に1 回 〔修正後〕				
		14	5	ブロック舗装工（基層工）	修正状況	400mに1回 〔修正後〕				
					タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕				
		17		オーバーレイ工	平坦性	1 施工箇所 に1回 〔施工後〕				
					タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕				
					修正状況	400mに1回 〔施工後〕				
	7 地盤 改良 工		2	路床安定処理工	施工厚さ	40mに1回〔施工後〕				
				3	置換工	置換厚さ		40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		
				5	バイルネット工	厚さ		40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		
				6	サンドマット工	施工厚さ		40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		

現行								
【第3編 土木工事共通編】								
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	7 8		パーチカルドレン工 (サンドドレン工) (ペーパードレン工) (袋詰式サンドドレン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ 出来ばえ	100m2又は1施工箇所に1回 [打込み前後]	
						杭径 位置・間隔	100m3又は1施工箇所に1回 [打込後]	
						砂の投入量	全数量 [打込前後]	
		9	1		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所に1回 [打込後]	
	深度					1施工箇所に1回 [打込前後]		
	ただし、(スラリー攪拌工) において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形 管理に関わる写真管理項目を 省略できる。							
		10 仮設 工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長	20m又は1施工箇所に1回 [施工後] 根入部についても20mに1回	
	天端幅 法長					40m又は1施工箇所に1回 [施工後]		
							出来ばえ	
		14 法面 工 共通	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 [混合前]	
	土羽土の厚さ					20m又は1施工箇所に1回 [施工中]		
	法長					20m又は1施工箇所に1回 [施工後]		
		2	1	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	40m又は1施工箇所に1回 [清掃後]	
	ラス鉄網の重ね 合せ寸法					20m又は1施工箇所に1回 [吹付前]		
厚さ (検測孔)	200m <sup>2</sup> 又は1施工箇所に1回 [吹付後]							
	3	1	3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	20m又は1施工箇所に1回 [清掃後]		
ラス鉄網の重ね 合せ寸法					20m又は1施工箇所に1回 [吹付前]			
法長					20m又は1施工箇所に1回 [施工後]			
	4	1	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 幅 高さ 枠中心間隔	20m又は1施工箇所に1回 [施工後] ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領 (案)」 に基づき写真測量に用いた画 像を納品する場合には、写真 管理に代えることが出来る。		
法長					20m又は1施工箇所に1回 [施工後]			
法長					20m又は1施工箇所に1回 [施工後]			

新								
【第3編 土木工事共通編】								
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	7 8		パーチカルドレン工 (サンドドレン工) (ペーパードレン工) (袋詰式サンドドレン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ 出来ばえ	200m2又は1施工箇所に1回 [打込み前後]	
						杭径 位置・間隔	200m3又は1施工箇所に1回 [打込後]	
						砂の投入量	全数量 [打込前後]	
		9	1		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所に1回 [打込後]	
	深度					1施工箇所に1回 [打込前後]		
	ただし、(スラリー攪拌工) において、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領 (案)」 第8編固結工(スラリー攪拌 工)編により出来形管理資料 を提出する場合は、出来形 管理に関わる写真管理項目を 省略できる。							
		10 仮設 工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後] 根入部についても20mに1回	
	天端幅 法長					250m又は1施工箇所に1回 [施工後]		
							出来ばえ	
		14 法面 工 共通	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 [混合前]	
	土羽土の厚さ					200m又は1施工箇所に1回 [施工中]		
	法長					200m又は1施工箇所に1回 [施工後]		
		2	1	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 [清掃後]	
	ラス鉄網の重ね 合せ寸法					200m又は1施工箇所に1回 [吹付前]		
厚さ (検測孔)	200m <sup>2</sup> 又は1施工箇所に1回 [吹付後]							
	3	1	3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 [清掃後]		
ラス鉄網の重ね 合せ寸法					200m又は1施工箇所に1回 [吹付前]			
法長					200m又は1施工箇所に1回 [施工後]			
	4	1	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 幅 高さ 枠中心間隔	200m又は1施工箇所に1回 [施工後] ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領 (案)」 に基づき写真測量に用いた画 像を納品する場合には、写真 管理に代えることが出来る。		
法長					200m又は1施工箇所に1回 [施工後]			
法長					200m又は1施工箇所に1回 [施工後]			

現行											
【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要			
						撮影項目	撮影頻度 [時期]				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	15 擁 壁 工	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	20m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回				
					厚さ 幅 高さ	20m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回(型枠取り外し後)					
					2	プレキャスト擁壁工	据付状況	20m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕			
					3	盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ 鉛直度	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕			
					4	井桁ブロック工	裏込厚さ	20m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕			
							法長 厚さ	20m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕			
					【第6編 河川編】						
					編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目
撮影項目	撮影頻度 [時期]										
6 河川 編	1 築堤・ 護岸	13 光ケ ー プ ル 配 管 工	3		配管工	配管状況	20m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕				
					4	ハンドホール工	厚さ 幅 高さ		20m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		
	3 樋 門 ・ 樋 管	5 樋 門 ・ 樋 管 本 体 工	6	2	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル铸铁管)	据付状況	20m又は1施工箇所 に1回 〔巻立前〕			
						5 堰	8 魚 道 工	3		魚道本体工	厚さ 幅 高さ

新											
【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要			
						撮影項目	撮影頻度 [時期]				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	15 擁 壁 工	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回				
					厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回(型枠取り外し後)					
					2	プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕			
					3	盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ 鉛直度	120m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕			
					4	井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕			
							法長 厚さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕			
					【第6編 河川編】						
					編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目
撮影項目	撮影頻度 [時期]										
6 河川 編	1 築堤・ 護岸	13 光ケ ー プ ル 配 管 工	3		配管工	配管状況	100m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕				
					4	ハンドホール工	厚さ 幅 高さ		100m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		
	3 樋 門 ・ 樋 管	5 樋 門 ・ 樋 管 本 体 工	6	2	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル铸铁管)	据付状況	120m又は1施工箇所 に1回 〔巻立前〕			
						5 堰	8 魚 道 工	3		魚道本体工	厚さ 幅 高さ

現行								
【第7編 河川海岸編】								
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
7 河川 海岸 編	1 堤防 護岸	5 護岸 基礎 工	5		場所打コンクリート工	幅 高さ	20m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外後〕	
					海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
				据付状況	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			
		6 護岸 工	4		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔施工後〕	
					法長 厚さ	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
		5		コンクリート被覆工	法長 厚さ	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
			裏込材厚	20m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕				
	8 天端 被覆 工	2		コンクリート被覆工	幅 厚さ	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
					基礎厚	20m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕		
	9 波返 工	3		波返工	幅 高さ	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
	2 突堤・ 人工岬	4 突堤 基礎 工	4		捨石工	法長 天端幅	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
吸出し防止工					幅	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
5 突堤本 体工		2		捨石工	法長 天端幅	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
				海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕		
			ブロックの形状 寸法		形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕			
				天端幅	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			
9			石枠工	厚さ 高さ	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			
				間詰石状況	1施工箇所に1回 〔施工後〕			
10			場所打コンクリート工	幅 高さ	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			
6 根固 め工	2		捨石工	法長 天端幅	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			

新								
【第7編 河川海岸編】								
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
7 河川 海岸 編	1 堤防 護岸	5 護岸 基礎 工	5		場所打コンクリート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外後〕	
					海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
				据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			
		6 護岸 工	4		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔施工後〕	
					法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
		5		コンクリート被覆工	法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
			裏込材厚	40m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕				
	8 天端 被覆 工	2		コンクリート被覆工	幅 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
					基礎厚	40m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕		
	9 波返 工	3		波返工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
	2 突堤・ 人工岬	4 突堤 基礎 工	4		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
吸出し防止工					幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
5 突堤本 体工		2		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
				海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕		
			ブロックの形状 寸法		形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕			
				天端幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			
9			石枠工	厚さ 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			
				間詰石状況	1施工箇所に1回 〔施工後〕			
10			場所打コンクリート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			
6 根固 め工	2		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			

現行										
【第7編 河川海岸編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要		
						撮影項目	撮影頻度 [時期]			
7	河川海岸編	3	3		捨石工	法長 天端幅	20m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕			
【第8編 砂防編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要		
						撮影項目	撮影頻度 [時期]			
8	砂防編	3	6	4	山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	20m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕			
【第10編 道路編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要		
						撮影項目	撮影頻度 [時期]			
10	道路改良	9	6		場所打函渠工	厚さ 幅 (内空) 高さ	20m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕			
					11	5	落石防護柵工	高さ	20m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
					6	6	防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	20m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
	2	4			舗装工	歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ 幅	各層毎100mに1回 〔施工中〕 各層毎100mに1回 〔整正後〕 各層毎40mに1回 〔整正後〕 各層毎40mに1回 〔整正後〕		
						歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	整正状況 タックコート、 プライムコート 平坦性	100mに1回 〔整正後〕 各層毎に1回 〔散布時〕 1工事1回 〔実施中〕		

新										
【第7編 河川海岸編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要		
						撮影項目	撮影頻度 [時期]			
7	河川海岸編	3	3		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕			
【第8編 砂防編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要		
						撮影項目	撮影頻度 [時期]			
8	砂防編	3	6	4	山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕			
【第10編 道路編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要		
						撮影項目	撮影頻度 [時期]			
10	道路改良	9	6		場所打函渠工	厚さ 幅 (内空) 高さ	100m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕			
					11	5	落石防護柵工	高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
					6	6	防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
	2	4			舗装工	歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ 転圧状況 整正状況 厚さ 幅	各層毎400mに1回 〔施工中〕 各層毎400mに1回 〔整正後〕 各層毎200mに1回 〔整正後〕 各層毎80mに1回 〔整正後〕		
						歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	整正状況 タックコート、 プライムコート 平坦性	400mに1回 〔整正後〕 各層毎に1回 〔散布時〕 1工事1回 〔実施中〕		

現行												
【第10編 道路編】												
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘 要					
						撮影項目		撮影頻度 [時期]				
10 道路 編	2 舗装	5 排水 構造 物工 (路面 排水工)	9		排水性舗装用路肩排水工	据付状況	20m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕					
						12 道路 付 属 物 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	配管状況	20m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
										5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)
6 トン ネル (N A T M)	4 支 保 工	3		吹付工	岩質	岩質の変わる毎 に1回 〔掘削中〕						
					湧水状況	適宜 〔掘削中〕						
					吹付面の清掃状 況	20m毎に1回 〔清掃後〕						
					金網の重合せ状 況	20m毎に1回 〔2次吹付前〕						
					吹付け厚さ (検 測孔)	20m毎に1回 〔吹付後〕						
	4			ロックボルト工	位置間隔 角度 削孔深さ 孔径 突出量	施工パターン毎 又は20mに1断 面 〔穿孔中〕						
					ロックボルト注 入状況	施工パターン毎 又は20mに1断 面 〔注入中〕						
					ロックボルト打 設後の状況	施工パターン毎 又は20mに1断 面 〔打設後〕						
	5 覆 工	3 4			覆工コンクリート工 側壁コンクリート工	覆工 (巻立空間)	1セントルに1回 〔型枠組立後〕					
						覆工 (厚さ)	1セントルに1回 〔型枠取外し後〕					
5					床版コンクリート工	幅 高 さ	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕					
	幅 厚 さ					40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕						

新												
【第10編 道路編】												
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘 要					
						撮影項目		撮影頻度 [時期]				
10 道路 編	2 舗装	5 排水 構造 物工 (路面 排水工)	9		排水性舗装用路肩排水工	据付状況	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕					
						12 道路 付 属 物 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	配管状況	100m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
										5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)
6 トン ネル (N A T M)	4 支 保 工	3		吹付工	岩質	岩質の変わる毎 に1回 〔掘削中〕						
					湧水状況	適宜 〔掘削中〕						
					吹付面の清掃状 況	80m毎に1回 〔清掃後〕						
					金網の重合せ状 況	80m毎に1回 〔2次吹付前〕						
					吹付け厚さ (検 測孔)	80m毎に1回 〔吹付後〕						
	4			ロックボルト工	位置間隔 角度 削孔深さ 孔径 突出量	施工パターン毎 又は80mに1断 面 〔穿孔中〕						
					ロックボルト注 入状況	施工パターン毎 又は80mに1断 面 〔注入中〕						
					ロックボルト打 設後の状況	施工パターン毎 又は80mに1断 面 〔打設後〕						
	5 覆 工	3 4			覆工コンクリート工 側壁コンクリート工	覆工 (巻立空間)	1セントルに1回 〔型枠組立後〕					
						覆工 (厚さ)	1セントルに1回 〔型枠取外し後〕					
5					床版コンクリート工	幅 高 さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕					
	幅 厚 さ					200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕						

現行										
【第10編 道路編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘 要			
						撮影項目		撮影頻度 [時期]		
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	6 イン パ ー ト 工	4		インパ ー ト 本 体 工	インパ ー ト (厚さ)	20m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕			
						幅 (全幅)	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			
		8 坑 門 工	5		明り巻工	覆工 (巻立空間)	20m又は1施工箇所に1回 〔型枠組立後〕			
						覆工 (厚さ)	20m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕			
	0 トン ネル (矢 板)	0 覆 工	0	1	覆工コン クリ ート 工	巻立空間	1センチルに1回 〔型枠組立後〕			
						覆工厚さ	1センチルに1回 〔型枠取外し後〕			
						インパ ー ト 厚 さ	20m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕			
						幅 (全幅) 高さ (内法)	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			
		0 イン パ ー ト 工	0	2	インパ ー ト 本 体 工	厚さ	20m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕			
						幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			
11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打 軀体 工	厚さ 内空幅 内空高	20m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕				
					5	1		防水工 (防水)	幅	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕
									5	2
	7 ブレ キ ャ ス ト 構 築 工	2		据付状 況	40m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕					
12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2		管路工 (管路部)	敷設状 況	40m又は1施工箇所に1回 〔敷設後〕				
					3			据付状 況	40m又は1施工箇所に1回 〔据付後〕	
									4	
14 道 路 維 持	4 舗 装 工	5		切削オー バー レイ 工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕				
					タック コート	各層毎に1回 〔散布時〕				
					整正状 況	100mに1回 〔施工後〕				
	7			路上再 生工	敷均厚 転圧状 況	各層毎100mに1回 〔施工中〕				
整正状 況 厚さ					各層毎100mに1回 〔整正後〕					

新										
【第10編 道路編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘 要			
						撮影項目		撮影頻度 [時期]		
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	6 イン パ ー ト 工	4		インパ ー ト 本 体 工	インパ ー ト (厚さ)	40m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕			
						幅 (全幅)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			
		8 坑 門 工	5		明り巻工	覆工 (巻立空間)	40m又は1施工箇所に1回 〔型枠組立後〕			
						覆工 (厚さ)	40m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕			
	0 トン ネル (矢 板)	0 覆 工	0	1	覆工コン クリ ート 工	巻立空間	1センチルに1回 〔型枠組立後〕			
						覆工厚さ	1センチルに1回 〔型枠取外し後〕			
						インパ ー ト 厚 さ	20m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕			
						幅 (全幅) 高さ (内法)	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			
		0 イン パ ー ト 工	0	2	インパ ー ト 本 体 工	厚さ	20m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕			
						幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			
11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打 軀体 工	厚さ 内空幅 内空高	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕				
					5	1		防水工 (防水)	幅	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕
									5	2
	7 ブレ キ ャ ス ト 構 築 工	2		据付状 況	200m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕					
12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2		管路工 (管路部)	敷設状 況	100m又は1施工箇所に1回 〔敷設後〕				
					3			据付状 況	100m又は1施工箇所に1回 〔据付後〕	
									4	
14 道 路 維 持	4 舗 装 工	5		切削オー バー レイ 工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕				
					タック コート	各層毎に1回 〔散布時〕				
					整正状 況	400mに1回 〔施工後〕				
	7				路上再 生工	敷均厚 転圧状 況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			
整正状 況 厚さ						各層毎400mに1回 〔整正後〕				

(削除)

現行													
【その他】													
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘要						
						撮影項目		撮影頻度 [時期]					
そ の 他					舗装工関係	橋面防水工	塗布又は設置状況 1施工箇所1回 〔施工中〕						
					ダム工関係	仮排水路	厚さ、高さ	20m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕					
						仮締切（土石）	巻出し厚	20m又は1施工箇所1回 〔巻出し時〕					
							転圧状況	転圧機械が変わる毎に1回 〔締固時〕					
						仮締切（コンクリート）	厚さ、高さ	20m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕					
						基礎掘削	組合せ機械	組合せ機械変わる毎に1回 〔施工中〕					
							土質、岩質	土質、岩質変わる毎に1回 〔掘削中〕					
							岩盤清掃状況	1施工箇所1回 〔清掃前後〕					
						堤体コンクリート打設	骨材採取製造、コンクリート製造、運搬	月に1回 〔施工中〕					
							打継目処理、打込養生	2リフト毎に1回 〔施工中〕					
						堤体止水	止水板の厚さ、幅、埋設位置、岩着及び溶接	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフト毎に1回 〔据付後〕					
						堤体排水工	排水孔の位置、箱抜断面、排水管取付箇所	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフト毎に1回 〔据付後〕					
						堤体冷却工	配管間隔、通水状況	2リフト毎に1回 〔据付後〕					
						堤体埋設計器	器種、位置、間隔	1施工箇所1回 〔据付後〕					
					ト ン ネ ル 関 係					トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所1回 〔埋戻し前〕	
										トンネル（矢板工法）	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	
											湧水状況	適宜 〔掘削中〕	
											埋設支保工（建込間隔、寸法、基数）	20m又は1施工箇所1回 〔建込後〕	
											湧水処理工設置状況	全数量 〔設置後〕	
											集水渠（幅、高さ、位置）	20m又は1施工箇所1回 〔設置後〕	
地下排水工（管接合据付状況）													
地下排水工（フィルター厚さ）	20m又は1施工箇所1回 〔投入前後〕												
矢板設置状況	岩質の変わる毎に1回 〔設置後〕												
	グラウト材料使用量	全数量 〔使用前後〕											

新													
【その他】													
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘要						
						撮影項目		撮影頻度 [時期]					
そ の 他					舗装工関係	橋面防水工	塗布又は設置状況 1施工箇所1回 〔施工中〕						
					ダム工関係	仮排水路	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕					
						仮締切（土石）	巻出し厚	100m又は1施工箇所1回 〔巻出し時〕					
							転圧状況	転圧機械が変わる毎に1回 〔締固時〕					
						仮締切（コンクリート）	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕					
						基礎掘削	組合せ機械	組合せ機械変わる毎に1回 〔施工中〕					
							土質、岩質	土質、岩質変わる毎に1回 〔掘削中〕					
							岩盤清掃状況	1施工箇所1回 〔清掃前後〕					
						堤体コンクリート打設	骨材採取製造、コンクリート製造、運搬	月に1回 〔施工中〕					
							打継目処理、打込養生	8リフト毎に1回 〔施工中〕					
						堤体止水	止水板の厚さ、幅、埋設位置、岩着及び溶接	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフト毎に1回 〔据付後〕					
						堤体排水工	排水孔の位置、箱抜断面、排水管取付箇所	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフト毎に1回 〔据付後〕					
						堤体冷却工	配管間隔、通水状況	5リフト毎に1回 〔据付後〕					
						堤体埋設計器	器種、位置、間隔	1施工箇所1回 〔据付後〕					
					ト ン ネ ル 関 係					トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所1回 〔埋戻し前〕	
										トンネル（矢板工法）	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	
											湧水状況	適宜 〔掘削中〕	
											埋設支保工（建込間隔、寸法、基数）	100m又は1施工箇所1回 〔建込後〕	
											湧水処理工設置状況	全数量 〔設置後〕	
											集水渠（幅、高さ、位置）	100m又は1施工箇所1回 〔設置後〕	
地下排水工（管接合据付状況）													
地下排水工（フィルター厚さ）	100m又は1施工箇所1回 〔投入前後〕												
矢板設置状況	岩質の変わる毎に1回 〔設置後〕												
	グラウト材料使用量	全数量 〔使用前後〕											

現行										
【その他】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘要			
						撮影項目		撮影頻度 [時期]		
その他					トンネル関係	シールド	掘削の地山状態 地質の変化の毎に1回 〔掘削中〕 セグメント組立状況 40mに1回 〔組立後〕 二次覆工 (セグメント清掃状況) 1工事に1回 〔清掃後〕 二次覆工の厚さ 1スパンに1回 〔型枠取外し後〕			
						維持修繕工関係	アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に1回 〔施工前後〕	
							コンクリート舗装	目地掃除 目地充填 注入工、削孔状況(位置、間隔) 注入工、注入圧 目地亀裂防止材、張付け状況 局部打換、各層厚さ	2,000㎡に1回 〔施工前後〕 2,000㎡に1回 〔施工後〕 1,000㎡に1回 〔削孔後〕 1,000㎡に1回 〔注入時〕 2,000㎡に1回 〔張付け後〕 各層毎40mに1回又は1施工箇所に1回〔施工前後〕	
					路肩、路側路盤工	厚さ	40mに1回又は1施工箇所に1回〔施工後〕			
					道路除草	出来ばえ	500mに1回(1回刈毎) 〔施工前後〕			
					路肩整正	出来ばえ	500mに1回			
					新設、更新、修理防護柵類	出来ばえ	1施工箇所に1回(施工前必要に応じて)〔施工前後〕			
					新設、更新、修理標識類	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回(施工前は必要に応じて)〔施工前後〕			
					新設、更新、修理照明灯	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回(施工前は必要に応じて)〔施工前後〕			
					視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回 〔施工後〕			
					清掃(路面、標識、側溝、集水溝)	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕			
					区画線路面表示	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕 材料使用量 全数量〔施工前後〕			
					街路樹植樹	出来ばえ	適宜〔施工前後〕			
					街路樹補強補植	出来ばえ	適宜〔施工前後〕			
					街路樹剪定	出来ばえ	街路樹50本1回、グリーンベルト100m1回〔施工前後〕			
					街路樹消毒、施肥	出来ばえ	街路樹50本1回、グリーンベルト100m1回〔施工中〕			
					街路樹雪囲	出来ばえ	適宜〔施工後〕			
					排雪除雪	施工状況、機種	施工中に1回〔施工中〕			
					凍結防止剤散布	出来ばえ	施工中に1回〔施工中〕 材料使用量 全数量〔施工前後〕			
					河川除草	出来ばえ	100mに1回(1回刈毎) 〔施工前後〕			
					応急処置	処理の状況	その都度〔施工前後〕			
					ト鉄関係・無筋コンクリー	配筋	位置、間隔、継手寸法	打設ロット毎に1回又は1施工箇所に1回〔組立後〕		
							コンクリート打設	打継目処理、締固施工状況	工種別毎に1回〔施工時〕	
							養生	養生状況	工種別毎に1回、養生方法毎に1回〔養生時〕	

新										
【その他】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘要			
						撮影項目		撮影頻度 [時期]		
その他					トンネル関係	シールド	掘削の地山状態 地質の変化の毎に1回 〔掘削中〕 セグメント組立状況 1工事に1回 〔組立後〕 二次覆工 (セグメント清掃状況) 1工事に1回 〔清掃後〕 二次覆工の厚さ 1スパンに1回 〔型枠取外し後〕			
						維持修繕工関係	アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に1回 〔施工前後〕	
							コンクリート舗装	目地掃除 目地充填 注入工、削孔状況(位置、間隔) 注入工、注入圧 目地亀裂防止材、張付け状況 局部打換、各層厚さ	3,000㎡に1回 〔施工前後〕 3,000㎡に1回 〔施工後〕 2,000㎡に1回 〔削孔後〕 2,000㎡に1回 〔注入時〕 3,000㎡に1回 〔張付け後〕 各層毎100mに1回又は1施工箇所に1回〔施工前後〕	
					路肩、路側路盤工	厚さ	100mに1回又は1施工箇所に1回〔施工後〕			
					道路除草	出来ばえ	5kmに1回(1回刈毎) 〔施工前後〕			
					路肩整正	出来ばえ	1kmに1回			
					新設、更新、修理防護柵類	出来ばえ	1施工箇所に1回(施工前必要に応じて)〔施工前後〕			
					新設、更新、修理標識類	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回(施工前は必要に応じて)〔施工前後〕			
					新設、更新、修理照明灯	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回(施工前は必要に応じて)〔施工前後〕			
					視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回 〔施工後〕			
					清掃(路面、標識、側溝、集水溝)	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕			
					区画線路面表示	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕 材料使用量 全数量〔施工前後〕			
					街路樹植樹	出来ばえ	適宜〔施工前後〕			
					街路樹補強補植	出来ばえ	適宜〔施工前後〕			
					街路樹剪定	出来ばえ	街路樹50本1回、グリーンベルト100m1回〔施工前後〕			
					街路樹消毒、施肥	出来ばえ	街路樹50本1回、グリーンベルト100m1回〔施工中〕			
					街路樹雪囲	出来ばえ	適宜〔施工後〕			
					排雪除雪	施工状況、機種	施工中に1回〔施工中〕			
					凍結防止剤散布	出来ばえ	施工中に1回〔施工中〕 材料使用量 全数量〔施工前後〕			
					河川除草	出来ばえ	1kmに1回(1回刈毎) 〔施工前後〕			
					応急処置	処理の状況	その都度〔施工前後〕			
					ト鉄関係・無筋コンクリー	配筋	位置、間隔、継手寸法	打設ロット毎に1回又は1施工箇所に1回〔組立後〕		
							コンクリート打設	打継目処理、締固施工状況	工種別毎に1回〔施工時〕	
							養生	養生状況	工種別毎に1回、養生方法毎に1回〔養生時〕	